

令和8年五條市議会第1回3月定例会（第2号）

日 時 令和8年3月5日（木） 午前10時開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	吉 田 雅 範	1 遺品整理について (1) 独居者が亡くなった後の遺品整理の方法について 2 障がい者のデイサービスについて (1) 社会福祉協議会への委託について 3 自転車の交通安全について (1) 令和8年4月1日からの交通反則通告制度の導入について	部長 市長・部長 教育長・部長
2	山 口 耕 司	1 公園や緑地の管理について (1) 樹木の管理について (2) 転落防止柵の管理について 2 市民交流施設について (1) 用地について (2) 多目的ホールについて ア 設計の基本計画について イ ワークショップから出た意見について ウ 今後の方針について 3 大塔地域の公の施設について (1) 五條市地域・産業ブランド協議会について (2) 今後の課題と方針について	部長 市長・部長 市長・部長
3	吉 田 正	1 市道における交通安全対策について (1) カーブミラーの設置・管理について (2) 道路標示の管理について 2 未回収ゴミの回収について (1) 今後の対応について 3 認定こども園の公私連携について (1) 今後について	市長・部長 市長・部長 市長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
4	田 中 隆 史	1 五條市における道路の維持管理及び整備について (1) 本市が管理する市道の現状について (2) 本市が管理する市道の課題認識について (3) 市内の歩道橋について (4) 今後の取組について	市長・部長
5	中 本 賢 二	1 獣害対策について (1) スマート鳥獣対策について (2) 獣害用金網柵について (3) クマ被害対策の進捗について 2 中学校における部活動の地域移行事業について (1) 現状について (2) 今後の活動内容について 3 要介護認定の迅速化について (1) 介護サービスの利用について (2) 現状について (3) 課題解決に向けての取組について	市長・部長 教育長・部長 市長・部長
6	小 笠 原 由 子	1 特定免許状失効者管理システムの運用について (1) 採用時確認の実施状況について (2) 性被害の未然防止および対応体制について 2 福祉タクシーのチケットについて (1) 利用状況の検証について (2) 柔軟な運用の検討の可能性について 3 指定管理者制度について (1) 指定管理者制度の位置付けと評価について (2) 福祉分野への指定管理者制度導入の考え方について	市長・部長 市長・部長 市長・部長
7	藤 富 美 恵 子	1 (仮称) 市民交流施設について 2 みどり園の跡地について 3 旧庁舎跡地について 4 ゴーちゃんタクシーについて (1) 停留所の増設について 5 ふるさと納税について	市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
8	谷 勝 啓	<p>1 二十歳の集いについて (1) 立見までいたが、狭い五條モールで開催した理由について</p> <p>2 五條市職員の採用について (1) 過去3年間の職員採用人数について (2) 過去3年間の自己都合退職の人数について (3) 他団体への転職者の把握について</p> <p>3 土木、建設、道路工事の入札について (1) 入札金額など各ランクの工事件数の平等性について</p> <p>4 道路舗装の補修対応について (1) 危険な箇所及早急な対応について</p> <p>5 五條市土木技術職員の採用について (1) 過去3年間の採用実績について (2) 土木技術職員採用で五條市独自の取組について (3) 土木技術職員修学資金貸与制度の導入について</p> <p>6 市庁舎における喫煙について (1) 喫煙場所、時間帯などについて</p> <p>7 土日祝日のイベント数について (1) 職員の休日が無くなることについて</p> <p>8 大塔ふれあい交流館夢乃湯について (1) 進捗状況について</p> <p>9 市税の徴収状況について (1) 市税の徴収について (2) 令和8年度からの債権管理について</p> <p>10 子育て支援について (1) 紙おむつ無償配布事業について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

本日の会議に付した事件

小笠原議員の一般質問まで

出席議員（十二名）

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
藤	吉	山	福	窪	吉	谷	秋	仲	中	小	田
富	田	口	塚		田		本	山	本	原	中
美	雅	耕		佳		勝	直		賢	由	隆
恵											
子	範	司	実	秀	正	啓	嗣	嘉	二	子	史

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長
副市長

福平

塚岡

勝清

彦司

事務局職員出席者

速記者	仁 樹	事務局長	久 川	教育長	井 上
事務局係員	科 匠	事務局次長	保 西	技監	田 上
事務局係員	基 悠	事務局総務係長	孝 典	市長公室長	豊 惠
	樹 輝		章 彦	危機管理監	美 彰
				すこやか市民部長	子 孝
				あんしん福祉部長	章 孝
				産業環境部長	美 彰
				都市整備部長	子 孝
				教育部長	章 孝
				西吉野支所長	美 彰
				大塔支所長	子 孝
				会計管理者	章 孝
				財政課長	美 彰

午前十時開会

○議長（窪 佳秀）ただいまから、去る二月二十六日の散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりませんので、会議が成立いたします。
本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであり、
配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）これより日程に入ります。

○議長（窪 佳秀）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁は、明瞭的確にお願いいたします。

議員各位には申し合わせのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からといたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。
す。

また、議員各位には一般質問の時間は、質問と答弁を含めて六十分以内といたします。理事者側各位にも御協力をお願いいたします。
初めに、十一番、吉田雅範議員の質問を許します。（「十一番」の声あり）十一番、吉田雅範議員。

〔十一番 吉田雅範質問席へ〕

○十一番（吉田雅範）おはようございます。議長から発言の許可をいただきましたので、通告どおりに一般質問をさせていただきますので、理事者の方皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、遺品整理について質問させていただきます。最近、高齢化が進み、一人暮らしの高齢者が多くなるケースが増えている状況であります。そこで、身寄りのない独居の方が亡くなった場合の遺品整理についてお尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）十一番、吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。遺品整理は原則として、お亡くなりになられた方の相続人が行うものであり、市が直接遺品整理を実施しておりません。

以上、答弁いたします。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）そしたら、行政が行わないということですけども、遺品整理は原則として亡くなられた方の相続人が行うものである。それから、市が直接遺品整理を行っていないということですけども、相続人がいない場合の清算方法等について、相続財産清算人等がごさいます。その場合の利害関係による家庭裁判所への申立てをしていくようなお話ですけども、その辺りについて質問させていただきます。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答え申し上げます。今、議員がお述べになりましたように、相続人がいない場合の清算方法としましては、相続財産清算人の制度というのがございます。利害関係人による家庭裁判所への申立てを案内しまして、相続財産清算人の選任につなげるなど、法令に基づいた対応が図れるよう関係機関と連携しております。

以上、答弁といたします。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）そうしたら、今、部長答えていただいたんやけど、持家の場合もそういうことでよろしいんですね。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）はい、お答え申し上げます。今、議員がお述べのとおり、持家の場合も行政で直接手を出すということは、片づけるということはありません。ですので、同じように相続財産清算人の制度、こちらのほうを御案内させていただいて対応する形になります。

以上、答弁といたします。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）それでは、次に、市営住宅等、借家の場合はどうなるのかお尋ねしたいと思います。市営住宅に入居中の独居高齢者がお亡くなりになった場合は、保証人、連帯保証人、遺品整理をお願いしておると思うんですけども、その辺り、市営住宅のことについてお尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。市営住宅に入居中の独居者がお亡くなりになった場合は、保証人と連携して遺品整理をお願いいたしております。保証人が死亡などにより、いなくなった場合は相続人を調査、連絡の後、遺品整理をお願いしております。

以上、答弁いたします。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）そうした場合に、借家人が家賃など滞納した場合についてはどうなるのか、市営住宅に限り質問させていただきます。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。お亡くなりになられた市営住宅入居者に家賃の滞納があった場合、相続人調査を行います。調査を行っても不存などでもどうしても徴収できない場合は、五條市債権管理条例に基づき債権放棄の手続を行います。

以上、答弁いたします。

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）その辺り、よろしくお願いしたいと思います。

次の質問に行きます。障害者のデイサービスについて確認させていただきたいと思えます。社会福祉協議会に委託して、カルム五條で障害者のデイサービスをしていただいているというふうな認識があるんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答え申し上げます。議員お述べのとおりで、五條市社会福祉協議会に委託しております事業でございます。

以上、答弁いたします。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）昨年ですけれども、確認させていただきたいんですけれども、令和八年十二月末で五條市障害者デイサービス事業が終了すると利用者へ通知した後、社会福祉協議会との協議を行ったのか。それというのも、昨年、私たち、十一月選挙がございまして、それをお願いに選挙運動といえますか、回らせていただいているときに、どうして終わるんやと、そして、どうして続けてやっていただけないのかと。私たち、障害者の子供を持つ親としては大変情けないという言葉を、私だけじゃない、ほかの方も耳にされたと思います。その辺りについてですけれども、令和八年十二月末でデイサービスが終わると。その後、協議を行ったことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答え申し上げます。障害者デイサービス事業の廃止を検討するに至った経緯は、委託事業者であります五條市社会福祉協議会において、必要な専門職の確保が困難となり、利用者に安心して利用していただく運営体制が整わなくなったためござ

います。しかし、障害者の方にとってデイサービス事業は必要不可欠な事業であることから、事業継続に向けての再検討を進めました。さらに、五條市社会福祉協議会とも専門職を確保し、事業の継続ができるよう協議を行ってまいりました。

以上、答弁いたします。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）社会福祉協議会と五條市直営ではないので、社会福祉協議会が委託して行っておるわけですけども、看護師不足とか、そういうことがあったのですか。その辺り、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答え申し上げます。デイサービス事業を行うに当たって必要としている看護師の確保ができていなかった、欠員になっていたところでございます、一名。

以上、答弁いたします。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）今、部長の答えていただいたように、私たちも詳しい、私も詳しいことは分からなかったんですけど、その問われた方には何も回答できなかった、とにかく市役所のほうにお願いして、やっていただくようお願いしますというお答えしか返せなかったんですけども、それでは、その後、去年の十二月十日に説明会があったとお聞きしたんですけども、以前、お願いしていたように、令和九年度からも継続して障害者のデイサービスをカルム五條でやっていただけののですか、最後に答弁いただきたいと思っております。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答え申し上げます。五條市社会福祉協議会と再度協議を進めた結果、設置基準の専門職を確保し、運営体制を整えるめどが立ったため、令和八年度以降についても事業を継続する予定でございます。

以上、答弁いたします。（「十一番」の声あり）

議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）ありがとうございます。ぜひとも、やはり社会福祉協議会とも協議して、永久的に続けていただけるようお願いいたします。

次に行きます。自転車の交通安全について、令和八年四月一日から自転車の違反にも交通反則通告制度が導入されます。これは自動車等と

同様であります。取締りの対象年齢は十六歳以上となっておりますが、春の交通安全運動に向けての本市の取組についてお尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）辻危機管理監。

○危機管理監（辻 佳孝）令和八年四月一日から道路交通法の一部を改正する法律が施行され、自転車の一部、一定の交通違反に関する交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が施行されます。青切符制度は自動車の交通違反処理には広く用いられているものですが、自転車には導入されていませんでした。発生する交通事故の原因として自転車の法令違反が少なくないことから、自転車の交通事故抑止を図るため、十六歳以上の者による自転車の悪質、危険な違反を検挙の対象とするものがございます。その検挙対象となる主な違反としては、例えばスマートフォンを使いながら自転車に乗る「ながらスマホ」などがございます。本市におきましては、これまでも自転車の利用方法等については交通安全運動期間中のみならず、毎月一日、十五日に広報車を使用した交通安全に関する啓発において、スマホ禁止、ヘルメットの着用、自転車も車両の仲間などの広報活動を行ってまいりました。今後も警察署と連携を密にし、自転車の安全な乗り方を含め、市民への周知、啓発に努めてまいります。

以上、答弁いたします。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）今、管理監おっしゃっていただいたように、ここにもこの前、先日、警察へ行ってこの冊子をいただいていたんですけども、やはり、車道のルールとか、車道の通行ルールとかいろいろと自転車にもありますし、今、部長、言っていたスマホの使用、また、自転車にも一時停止不足というのも違反になるし、信号無視というのも違反になります。そこで、その周知をやはり危機管理課としてもやっていただきたいと思っております、よろしくお願いいたします。

次にですけども、十六歳未満の自転車の交通安全についてお尋ねしたいと思います。十六歳未満は交通違反通告制度は適用されませんが、違反は違反でございますので、警察官などがおれば注意されると思えます。そこで、四月一日からの中学生の自転車通学の交通安全について、教育委員会の指導についてお尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。これまで市内の各小中学校では子供たちの発達段階に応じた交通安全指導を継続的に行っております。特に、自転車利用時の交通ルールにつきましては、歩行者優先の徹底、進行方向に向かっての左側通行の遵守等、命を守るための指導

を引き続き行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁いたします。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）部長、今、ちよつと答弁していただいたんですけども、要するに自転車は歩道と兼用になっておる場合は車道側、右側ですね、を通るようになると思っています。歩行者は左側で。その辺り、ちよつと部長の答弁、誤解されとつたらあかんで、その辺の認識について、ちよつとお尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）議員お述べのとおり、現在の通学で中学生の生徒が通学している中で、原則、自転車というものは車道といいますが、そこを通ることにはなるのですけども、その危険状況によっては歩道も通ってもよいということも警察のほうから聞いています。歩道に当たっては、歩道のできる限り右側部分を通るようにということで、学校のほうも指導しているということでございます。

以上、答弁いたします。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）ちよつと部長、歩道があります。進行方向はこちらです。自転車は右側ということですか。それ、逆と違いますか。車道側やさかいに、右側を走るんやけども、車道側でよろしいんですね。左じゃないと思うんですよ。私、警察にも確認取ったんですけど。車道側やさかいに、右側を進行方向に向かってやったら右側を走るという認識でよろしいと違いますんかな。ほんで、歩行者は左側を歩くと。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）進行方向に向かって車道を走るということです。そのとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）車道側を走るといふことで、進行方向がこうであつたら、車もこう走ってますので、こちら側を走るといふことで、ちゃんと確認取れましたので。とにかく、中学生はまだスマホとか、そういうことは指導もしてくれとるやろうし、ないとは思いますが、やはり傘などを、もし、カッパ着ておつたらいいんですけども、傘などをさしていたら違反になりますんで、その辺りのほうも十分子供たち、また、その以下の小学生の子でも中学生に上がって行って自転車通学する子供がおられると思いますので、小学生の指導も重ねてお願いいた

しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀）以上で、十一番、吉田雅範議員の質問を終わります。

次に、十番、山口耕司議員の質問を許します。（「十番」の声あり）十番、山口耕司議員。

〔十番 山口耕司質問席へ〕

○十番（山口耕司）それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、十番、公明党山口耕司の一般質問を通告のとおりさせていただきますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

まず、最初、一番の公園や緑地の管理についてでございます。（一）の樹木の管理についてでございます。田園地区におけるこの市の管理する公園や緑地の樹木が植えられて、植樹してから約四十年ぐらいが経過するのではないかなと思います。その木が大変大きくなったり、また、立ち枯れをするような木が大変目立つようになってまいりました。公園へ行くと枝で十五センチぐらいの大きな枝が根本から折れておったような状態とか、三センチぐらいの枝がたくさん落ちておったのを見受けることがございました。この田園地区の公園におきまして、この利用者に対しての危険と思われる状態がございます。公園や緑地における樹木の維持管理について、市の取組の現状をお聞かせください。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）十番、山口議員の御質問にお答えいたします。市が管理する公園及び緑地の樹木につきましては、市民が安全・安心に利用できるよう職員による巡回点検を実施しております。点検におきましては、枯れ木、樹木の傾き、枝の張り出し状況などを確認しております。危険が認められる場合には剪定や伐採などの必要な措置を計画的に進めてまいります。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）それで結構ですけれども、日頃の日常の点検も大事になるかと思うんです。昨年末の十二月二十九、三十日と年末夜警を行った際に、公園へ皆集合して、夜八時から九時の間にパトロールを行うわけでございますけれども、集まってきた公園の上を見上げますと、もう落ちそうな枝がございました。それを棒で落として、皆さんの安全を図ったわけでございますけれども、このような危険な状態というのは日頃のチェック、点検が必要ではないかと思うんですけれども、そのような取組について再度お伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。枯れ枝などの落下対策につきましては、巡回の回数を現在よりも増し、上空に張り出した枝や

枯れ枝の早期発見、除去に努めてまいります。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） また後ほど、併せて意見申し上げたいと思います。

次に、（二）の転落防止柵の管理についてでございます。いわゆる法面の転落防止のためにフェンスを張っていただいております。そのフェンスがいわゆる経年劣化によって網が腐食しておったり、そしてまた、ぐらつき、いわゆる支柱がもう浮いてきて、ぐらつきがあるように見受けられます。本来の安全の機能が十分に果たされていないように思うんです。安全の確保の観点から、今後どのような対応をしていただくのかお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。経年劣化による機能不備が確認された箇所につきましては、利用者の安全確保を最優先とし、まずは応急的な措置を行い、危険防止を図ってまいります。その上で、劣化の程度や公園利用度状況、緊急性の高い箇所から順次、補修または更新を進めてまいります。今後につきましては、巡視点検の強化により、不具合の早期発見に努め、計画的な改修を行うとともに、安全で安心して利用できる公園環境の維持管理に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） 巡視も大事なんです。大事なんですけども、いわゆるその法面をシルバー人材センターですか、そこに委託して作業を行って、開始前と終了後には職員の方がチェックを行うと思うんです。そのときにでも、わざわざ巡回せんでも、そこに行ってるわけじゃないですか。そのときに、ここは危ないなという箇所は発見できると思っています。ですので、そういったときにもう合わせて行く、やはり、日常の職員の方の意識を、いわゆる住民の安全を守っていかなあかんという意識を持って巡回を、また、日頃のそういった行動の中に出していただきたいと思います。私も何度か回っておりますと、ちょうど牧野の交差点をAコープ向いて上がってまいりますと、左側の法面のところなんですけども、そこに集水桝がございます。普通の集水桝と違って、大変、二メートル角ぐらいの大きな集水桝がございます。その集水桝の中に木が生えておる。そこには転落防止柵のフェンスが張ってありまして、深さが一メートルあましあったように思います。そこに入ろうと思えばその施錠、鍵がかかっていますんで、施錠を解除しなくてはならない。解除して、その木を切りに行かんあかんのですけども、

その、恐らく鍵もないんだろうと思いますわ。もう三十年以上経過しておりますので、まだフェンスはしっかりしておるんです。そこに雑木ですね、恐らく大きな葉っぱが出て、冬になると葉っぱが下へ落ちて、その集水樹にたまつて、それが肥料となつてだんだん大きくなって、それ、万が一のこの一時の集中豪雨とかが発生すると、悪影響を及ぼしかねない状況になつておると思うんです。そういったところもございまして、常日頃からの危険箇所の察知であろうかなと思ひますんで、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。また、今、申し上げましたところ、後日で結構でございますので、確認をお願ひしていただいて、そしてその雑木の除去をお願ひしたいと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。二番目の市民交流施設についてでございます。議会に対しても幾度も丁寧な御説明をいただいておりますことをこの場をお借りして改めて御礼を申し上げます。しかしながら、先般、二月八日、予定が八日であつて十一日に延びたワークショップ、市民に対しての説明のワークショップがございましたけれども、そこでいろんな意見が出て、市長も御参加されておつてしていただいておりますと思うんですけども、もう、そこで説明あつたように、その最初の設計の、実施設計の前の段階でいろんな著名な方に御指導いただきながら構想を練つてきていただいたわけでございます。そうした中で、もうほぼほぼ、今回これが市民からの意見を聞くのが最後ではないかなという感じがしたわけですね、それを踏まえて今回、私に寄せていただいております意見もちよつとこの場を借りて質問をさせていただきますと思います。

まず、(一)の用地についてでございます。現在、奈良交通の所有地五千八百平米、約一千八百坪ですかね、その南の民間所有地二千百平米、約六百四十坪、昨年十二月議会で用地購入費予算額三億一千三十七万四千円を認めさせていただいたところでございます。その後、新たに購入する計画はあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長(窪 佳秀) 池嶋市長公室長。

○市長公室長(池嶋 晶) 御答弁申し上げます。事業用地北側に位置する国道沿いの個人宅地と、事業用地南側に位置する旧イオン五條店駐車場として使用されておりました個人所有地について買収に向けた交渉を行つてございます。

以上、答弁とさせていただきます。(「十番」の声あり)

○議長(窪 佳秀) 十番、山口耕司議員。

○十番(山口耕司) その北側、イオンの北側、現在店舗そしてまた住宅地かなと思うんですけども、その用地のいわゆる用途、目的についてお伺ひしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。議員お述べの北側の土地につきましては、緑地などの整備や国道からの施設の視認性向上のため買収したいと考えてございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）従来、イオンの用地であるところはイオンが駐車場にされるといってお話も聞かせていただいてございます。新たに今回の取得するところに当たりましては、今のお話ですと、五條市が買収して、そして五條市の土地になるということでしょうか。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。議員お述べのとおりでございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）必要な土地は買っていただかなくてはならないと思います。有効的な使い方、そしてまた、このイオンさんとの連携した有効な土地の使い方再度検討していただいて、この道端言うたら怒られますけども、国道二十四号沿いの、本当にこの価値ある有効な土地になろうかと思いませんで、有効な使い方をお願いしたいと思います。

次に、敷地内の道路についてでございますけども、敷地内の道路の利用についてまずお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。敷地内道路としてイオンリテールと市が共同で管理運用する予定でございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）図面を見させていただきますと、商業施設がございます。その前にいわゆる今の、旧の店舗であれば後方に一本、屋上へ上る進入路がございます。それはまあ生かされると思うんですけども、その施設の前に道路は一本入るわけですね。その用地なんですけども、当然、その道路はバスの乗り入れやタクシーの待合場所になるかと思うんですけども、公共道路的な役割を果たすと思うんですけども、この施設内道路は市の市道認定を行わないのか、その辺お尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。他のイオン商業施設の事例なども市道認定の実績はなく、本市におきましても、市道認定の計画はございません。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）バス停として使用していく、仮のバス停がこのイオンの国道沿いにできますけども、それを撤去して中にバス停を作るのであれば、いわゆる公道的な役割を果たしていくんではないかなと思います。その辺もしっかりと奈良交通、そしてまた、警察との協議をしていただきまして、市民に不便のかからないような、また、安全なバスの運行ができるような形を取っていただきたいと思います。一旦、その入り口は恐らく何らかの進入の防止をするような手だてはできないと思うんですけども、バス停がこちらへ来るんであれば、道路側にそのまま残しておくのであれば、イオンだけのバスの停留所になるかと思うんですけども、いわゆる国道二十四号沿いのバス停となるのであれば、またしっかりと協議をしていただいて、市民の安全の確保を保てるような管理の方法をお願いしたいと思います。

続きまして、（二）の多目的ホールについてお伺いしたいと思います。設計の基本計画についてでございます。現在、示されております基本計画の受注者、契約者についてお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。基本計画の策定に当たっては、図書館総研とTRC共同事業体が受注してございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）金額的にどれぐらいの規模で、契約のその内容についてもお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）まず、契約金額でございます。総額二千二百万円でございます。契約期間は令和七年度から令和九年度までの三年間でございます。それと業務内容といたしましては、平面プランやサービス内容を定める基本計画の策定のほか、設計への助言、設備・備品の検討、建築工事への意図伝達などを行うものでございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） 三年間、二千万円あましを使っていたら、いわゆるどういった建物がいいのかという、設計の一つ手前の段階の計画案を作っていたら、いいわけです。それが今のこの図面に上がってきておるんではなかるうかと思うんですけども、今、御説明のございました図書館総研、いわゆる株式会社図書館総合研究所とTRC、株式会社図書館流通センターですね、略してTRCと呼んでますけども、この各会社の概要と五條市の関わりについて御説明いただきたいと思えます。

○議長（窪 佳秀） 池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶） 御答弁申し上げます。まず、図書館総研でございます。全国で図書館や複合施設の計画策定あるいは設計支援を行っております。TRCにおきましては、全国で六百三館の施設運営実績がございます。これら図書館づくり、運営のプロが共同事業体として業務を行っております。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） 五條市の図書館の指定管理の業者はどちらでしたかな。

○議長（窪 佳秀） 池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶） 御答弁申し上げます。TRCでございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） そして、現在、この説明の中で、海南市のノビノスを運営しておるのは図書館総研でしたかな。

○議長（窪 佳秀） 池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶） 御答弁申し上げます。TRCでございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） ちょっと五條市とは直接関係ないですねけども、この、図書館総研とこのTRCというのは同じ会社ですんかな。同じような会社やねんけども、子会社ではないですか。同列系の会社になるんですか。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。別会社でございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）分かりました。その辺、ちょっと理解できてなくて、いわゆる図書館総研の子会社でTRCがあるのかなというふうな思っ
とったんですけども、それは別個やということでございますね。このもともと多目的ホールの設計するに当たってですよ、この共同企業体が
受注しておるわけでございますけども、この目的というのは図書館を基調とした多目的ホールで設計をいただいたということですのでよ
ろしいです
かね。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。図書館を中心といたしますにぎわいづくり創出のためでございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）やはり図書館がメインですね。現在使用しておる図書館を閉館してでもこちらへ移って図書館の業務を行うということによ
ろしいですか。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。議員お述べのとおりでございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）当然、耐震診断もされていない図書館でございますので、早急に早い移転をしなければならぬと考えますんで、そういう
た図書館をメインとしての建物であるというふうには私は思うんですけども、いただいた図面を見させていただければ分かるんですけども、現在
多目的ホールを予定している各部屋の床面積をお示しいただきたいと思っております。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。合計の床面積は約三千七百平方メートルでございます。一階部分につきましては約二千二百平

方メートル、二階部分につきましては約一千五百平方メートルとなっております。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） 多目的ホールは何平米ですかね。

○議長（窪 佳秀） 池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶） 御答弁申し上げます。多目的ホール部分、約五百平方メートルでございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） 図書館部分は二千三百平米ということで、やはりこの床面積から見ても、図書館がメインだと私は思いますし、五百平米のホールというのは狭いかどうかというのは、その使い方、人によって変わってくるかと思うところでございます。

次に質問のイといたしまして、市民に対しての意見や理解を深めていただくためにワークショップを開催していただきました。この市民の方から出た意見についてお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶） 御答弁申し上げます。市民様からの意見の数で言いますと、図書館や施設全体に関する意見がもつとも多く、ホールやスタジオに関する意見あるいは学習スペースや多目的室などに関する意見と続いております。一例を挙げますと、世代を超えて交流できる図書館にしてほしい。ホールで映画上映をしてほしい。ホールに楽屋と演者のトイレがあれば等々でございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） 私も市長も参加されておって、よく私も知っておるんですけども、この意見の中に本格的なホールの構造を求めていた方がいらつしやったかと思えます。このガラスの入ったようなホールはどこにもないというような御意見も出ておったんではなからうかと思いません。そしてまた、ギャラリーの展示につきましても、パーティションのようなどころにぶら下げて、下が出るような形の展示は学校の、また、そういった形の展示じゃないんで、そういうのは控えていただきたいという意見も出てましたし、音響のよいホールにしてほしいとか、気軽に部活動ができるなど、たくさん意見が出ておったと思うんですけども、多く意見が出ました。この意見の対応についてお伺いしたいと思います。

います。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。市民様からいただきました御意見は基本計画、基本設計、事業者に共有してできるだけ反映できまますように現在検討を進めてございます。なお、意見を反映した平面プランを市民の皆様にご覧いただけるよう、報告会の開催を検討してございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）説明の中にそのホールでプロレスをやっておる、そういうイベントができるんやという紹介がございましたけども、そういった方、また、出演者のトイレをどのようにするのかという意見が出ました。プロレスに出てはる方がトイレ、ホールの端っこにあるトイレに覆面のマスクをしたままでトイレに行かならんような状況の図面だったと思うんです。そして、楽屋というのがございましたが、そういったことも含めて、そういう、そこでイベントをするのであればそういったものも必要と考えるんですけども、その辺はいかがですかね。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。市民様からいただきました御意見もしっかりと考えて、設計に反映したいと考えてございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）後で申し上げますけども、欲を言うたらキリがないです。限られたスペースで、もう既に床面積が決まっておるうかと思っております。それによって工事金額も変わってくるんじゃないかと思うんですけども、この事業費の予算総額について改めてお聞きしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。事業費につきましては、まだ実施計画等がございません。完了しないとお示しすることができませんが、公共事業で発注した場合の概算事業費はアドバイザー事業者による試算等を参考にした場合、約六十五億円となります。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） これ、イオンさんがいわゆる施工、設計してこれをやっていただくわけですけども、その辺でどれぐらい安くなるのかお示しすることはできませんね。まだ、基本設計できてないんでね。約六十五億円がそれを民間の方をやっていただけるということで、それよりも安くなる可能性があるということだけ理解をさせていただきます。ただ、もうちよつとこの辺、手を加えておいたらよかつたな、もうちよつと音響の反響を抑えることができるような施設にしたらよかつたなと言われることのないような練り上げた設計図を作っていたかと思えますんで、どうかよろしくお願いをしたいと思います。今後ですね、先ほど言っていたかきました六十五億円、その内訳となる実施設計そしてまた施工に係る費用、そして今後の運営に係るランニングコストについてお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶） 御答弁申し上げます。実際、工事費、施工費用については実施計画等、まだ完了してないのでお示しすることはできません。ランニングコストにつきましては、指定管理者による管理運営を想定してございます。ただ、まだ閉館時間とか、休館日、あるいはサービス内容が未定ですので、この分に関してもお示しすることはできません。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 山口耕司議員。

○十番（山口耕司） 紹介いただいておりますこのノビノスとかの例も引いて、大体の概算は予想はできるかと思うんです。あこで年間一億数千万円のランニングコストがかかっておったように思うんです。しつかり、その辺も合わせて検討していただきますようお願いをしたいと思います。そして、できるだけ優位な国からの補助金、交付金を使っていたかまして、五條市の負担が少なくなるような財源を選定していただきますようお願いをしておきたいと思えます。

次に、市長に対しての質問になります。今回、この図書館を中心とした市民ホールの質問で、ウの今後の方針についてでございます。ですが、以前より基本的な考え方についてお示しをいただいております海南ノビノス、そしてまた、高梁市駅前の総合福祉施設、また、四万十市りぐるホールをいわゆる工事例として紹介をいただいておりますが、海南市には海南市民交流センターというホールがございます。そのホールは一階席が四百八十一席、二階の固定席が百二十席、合わせて六百一席の大きなホールがございます。一階には音楽室や視聴覚室、また二階にはパーティールーム、陶芸教室、美術室と三階まで利用できるような部屋がたくさんございますホールでございます。いわゆる海南市にはそういうホールがあつて、ノビノスがあるということでございます。また、高梁市もそうでございます。高梁市総合文化会館がホールを中

心として生涯教育活動、各種グループ活動などを通じて、地域住民のふれあいの場となることを目的に検討された施設でございます。全体で百八席を有し、音響効果に優れる大ホールではミュージカル、歌舞伎、コンサート等と様々な催しが開かれ、多くの人でにぎわっております。ということでございます。また、ホワイエもあつて交流の場として活用できるような場所、そしてまた、目的に応じてレクチャールーム、会議室、工芸室などの設備があるということ。そして、四十市にも大きな文化施設がございます。百八席を有したホールでございます。各種イベント団体の発表、グループ活動などに利用しておりますのでございます。音響効果にも優れてミュージカル、コンサート等のイベントにも最適なホールを持っています。その中に、紹介させていただいておりますのはりぐるホールでございます。大きなホールがあつて、小さなホール、いわゆる広さは三百五十六平米のりぐるホールを紹介させていただいております。椅子席で約三百六十名が収容できるホールでございます。いずれのところにも、何遍も言いますけども、大きなホールがあつての小ホールではないかなと、私自身は思います。あくまでも、今回の建物は図書館中心であつて、一流の文化・芸術の発表できる機能を備えることが難しいんではないかなと思います。また、ワークショップでの意見も市長がお聞きになっておりますので、その辺、市長、どうお考えになりますか。

○議長（窪 佳秀）平岡市長。

○市長（平岡清司）このホールは日常的に多くの市民の方に使ってもらえるホールを目指しております、私も使ってみたい、また、見てみたいと市民に思ってもらえるような身近なホールを整備したいと考えております。さらに設計には音響の専門業者が参加しており、音楽イベントにも十分な対応ができるものと考えております。議員のお述べのとおり、本格的な設備を備え、一流の文化芸術に触れることができる大規模なホールの必要性は十分に理解をしておりますが、しかし、旧庁舎跡地整備でございましたり、JR五条駅前整備など、市の抱える課題は山積する中でございます。財政面などを考慮し、総合的に勘案しますと、現時点で本格的なホールの整備計画を立てることは困難であると考えております。私自身も図書館、ホールはこの間もちよつと設計士の方と図書館総研、TRC共同体の方に来ていただきました。そこでまず、協議に入るまでに、まず私はこの庁舎であつたり、シダーアリーナを見ていただきたいというふうに、ちよつと言つてあつたんです。それはなぜかという、こういうものを二度とつくつてはいけないうのが私の思いであるんで、シダーアリーナに関しては音響が全く駄目で、敬老会をされても、漫才師の方が来てくられても、何を言つてるか分からないということ、帰られることがございました。非常に音響が悪いことも認識しています。

この庁舎におきましては、職員の執務室が非常に狭い、働く環境に適していないのかなつていうふうにも思いますし、ガレージにおいては車の入らないガレージをつくつたなど、こんなことが本当に許されるのかなつていうふうに私、そんな思いがございましたので、まずこの庁

舎であつたりシダアーリーナを見て、御意見を聞きたいなつて思つてました。

そんな中で意見交換が始まつたんですけども、私からすると、まず何ていうかな、間取り図というか、そんな中で、なぜこんなような図面になつたか、まず教えてほしいと。トイレの位置とか、例えばカフェの位置とか、こないだの意見交換の中で出てましたけど、まず書かれた方の意見をまず聞くのがいいのかなというところでお聞きをしました。

そんな中では、例えばカフェについては、こちらの意見を申し上げますと、あつ、そういうこともありますねと、正直な感想をいただきました。しかし、カフェについては例えばコーヒーをゆつくり飲みたい方でありましたり、子供と一緒に横で子供の遊んでる姿を見ながら、安全な形でコーヒーを飲みたいという方も、それはそれぞれの考えがあつて、私はカフェと子供の遊び場が離れてることは、いろんな御意見の中でそうかなつていうふうなことも思いました。ただ、トイレについては少し離れてるかなつていうふうに思いましたので、その変更が今できるか、できないかを調査してもらつてます。

そして、楽屋についても非常に私は狭いというふうに認識しておりましたので、そんな中で例えば三十人ぐらいの人が、この楽屋に入れるものなのかどうか。幾らいい三百席のホールであっても、いいものをつくつたとしても楽屋に入れなかつたら意味がないんですね、これ。

そして、職員とも話しする中で、本当にこの今の図面で六十万人の方々に来てもらえるものになるのかどうか、そんなことも協議をしなければならぬ。まだまだ、これしていかなあかん部分があると思うんですけども。楽屋については、また議員の皆様には図面ができた第、お示しをしたいなと思つてます。今、大体ですね、四十五名ぐらいの方が二部屋に分けて入れるなつていうふうなところができました。

そして、トイレについては今後、場所が変えられるかどうかの図面を検討してもらつてますので、それがちよつとできるかどうか、またなぜここになるのかつていうことに対しても、変わることをできなかったらお示しをさせていただいてやりたいなと思つてます。

そんな中、皆さんが要望をいろいろ、三階のホールをつくつたらいいんじゃないかなというふうな御意見もいただきましたけど、やはりそれは財政面で非常に苦しいところも、厳しい状況もございます。しかし、私は図書館は図書館、ホールはホールつて考えてますので、やはりその三百席のホール、やっぱりみんなが来てここを使つてみたい、そんなホールを目指していきたいなと思つてます。ただ、多目的つていうふうに書かれると、いや、ホールを重きに置いてないんかなと思われるか分かりませんが、そうではございません。やはり、ふだんはもうちよつと活用できるような形で、図書館に来られた方々も広く使つてもらえることができれば、みんながホールが欲しいわけではございませんし、図書館をもつと広くしてほしいつていう方も多分おられると思うんで、その辺は再度、両方の皆さんの意見を聞きながらまとめていきたいなというふうに思つてます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） ありがとうございます。

市長のおっしゃること、当然のことでございます。再検討していただいた、大変ありがたく思います。楽屋も今、四十五名入るぐらいの、また恐らくそこにはトイレがつくんだろうなと思います。

もう一つお願いなんですけども、一階から二階へ上がる階段、中央にございます。あれがエスカレーターにできると、なおすばらしい、上と下との往来が楽にできる、危険性もあるんですけども、その辺もちょっと検討していただければありがたいかなと思います、お金はかかりませんが。

そして、以前から市長はもう五條市には今、財政が厳しいんで、新たな一流の文化芸術が発表できる大きなホールは今、考えられないというふうなお話を以前からしていただいております。そうしたところ、やはりイオンが去って、五條市ええとこなくなつたわっていうのを、ものすごい悔しい思い、私もそういう声を聞かされたにさせていただきます。何とか、このイオンの市の交流施設が本当に市民の皆さんに納得のいただけるような形になればいいと思いますし、そしてなおかつ五條市の旧庁舎の跡地を含めた取組も、しっかり考えをいただいています。そこにどういった建物かよいか、そしてまたそこにはどういった財源が持つてこれるかというのも考えていただき、少しも基金をためられるようであれば基金をためていただいて、そして次の夢に向かって進んでいくというのが大事ではなからうかと思っております。どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、三番の大塔地域の公の施設についてお伺いしたいと思います。

今年度限りで、五條市地域商社株式会社が令和三年から五年にわたって、コロナ禍の厳しい時期も含めまして指定管理していただいております。まず施設の契約が終了するわけでございますが、改めまして御尽力をいただきました各位に敬意と感謝を申し上げます。

紀伊半島大水害より本年で十五年ですか、迎えるわけでございますけれども五條市を、なにかんづく大塔地域を何とか盛り上げようと、五條市地域・産業推進ブランド協議会が設立されました。

まず、質問の最初の五條市地域・産業推進ブランド協議会について、この会の発足の経緯と経過をお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁） 御答弁申し上げます。

五條市地域・産業ブランド推進協議会は、平成二十九年五月、約九年前に五條市内各所にある地域資源を最大限に活用し、五條市の産業振興や雇用促進につなげるための事業を創出するとともに、五條市地域・産業ブランドを高めるための方策を検討し、実践するため、また各種事業への意見をいただく場として設立しました。

令和二年四月の五條市地域商社株式会社設立以降は、当該協議会の意見を地域商社の業務で反映させるための意見交換の場として継続的に開催しました。

なお、当該協議会については、実働部隊である五條市地域商社株式会社が令和八年三月三十一日をもって解散することとなったため、同日をもって終了することとなり、会員の皆様には今までのお礼とともに終了する旨を報告いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）それでは、地域商社の発足のための会であったのでなくなったという、大変残念なことでございますけども、この大塔の公の施設、いわゆるロジ星のくに、道の駅吉野路大塔、大塔郷土館は、今後どのような課題があるのか。そして、この五條市地域商社が解散すれば、この三施設の運用方法をどのようにお考えになっておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

大塔、公の施設の課題については、施設運営を行っていた方の方の確保が挙げられます。五條市地域商社株式会社から指定管理業務撤退の意向を確認後、サウンディング型市場調査で三施設それぞれについて、専門的な知見から御意見を賜りました。

その結果、ロジ星のくに、大塔郷土館については、一者ではありますが、施設運営に前向きな意見を得ることができたため、令和七年十二月議会で条例の廃止を御議決いただきました。

現在、星のくに・大塔郷土館活用事業に係る公募型プロポーザルにて申請受付をしております。

道の駅吉野路大塔については、サウンディング型市場調査でも有効な意見をいただけなかったため、令和八年四月以降は市が直接、維持管理をすることとなります。そのため、トイレ等の管理委託やレストラン、物販スペースの運営を担ってくれる方の公募を予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）サウンディング調査した結果、郷土館と星のくには、そのまま指定管理といえますんかな、営業をやっていただけそうやと
いうことだけで決定ではないということと、そしてまた道の駅については四月以降、市が直接、管理をしていくというお話でございます。

ちよつと余談になるんですけど、その聞き取りさせていただいておるときに、あそこのジュースだけでも業者が来て入替えしてくれるん違うんと聞いたたら、そうじゃなかったんですね。地域商社の職員の方が購入してきて、自分らでそれを導入して、業者は大塔まで来てくれなかったということも改めて聞かせていただいて、やはり地域性の大変厳しいところでの営業をずっと今まで、この地域商社の方が担っていただいたというふうに感じた次第でございます。

そして、大切なのは私、この道の駅の機能だと思ふんですよ。国土交通省のホームページでは、道の駅とはということが出ておりました。長距離ドライブが増え、女性や高齢者のドライバーが増加する中で、道路交通の円滑なる流れを支えるため、一般道路にも安心して自由に立ち寄り、利用できる快適な休憩のためのたまり空間が求められています。また、人々の価値観の多様化により、個性的で面白い空間が望まれています。これらの休憩施設では沿道の地域の文化、歴史、名所、特産物などの情報を活用し、多様で個性豊かなサービスを提供することができると。さらに、これらの休憩施設が個性豊かなにぎわいのある空間となることにより、地域の核が形成され、活力ある地域づくりや道を介した地域連携が促進されるなどの効果も期待されるといふふうにございます。

この目的、今、申し上げたとおりでございます。いわゆる、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供、地域振興に寄与、そしてまたトイレ、そして車の充電設備、自動販売機も含めてでございますけれども、この道の駅としての機能を今後も継続して行えるのかを伺いたいと思ひます。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

トイレに関してはですね、トイレや駐車場を二十四時間利用できる休息機能は維持させていただこうと思つてございます。

また、情報発信、地域連携機能に関しては、道の駅二階のレストランと物販スペースの利用者をできるだけ速やかに決定できるように公募し、利用者の満足度向上を図つてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）私が先ほどの地域ブランド協議会の会員さん、委員さんですね、から直接いただいた御意見もございました。その話は、いわゆるこの地域商社というのは単なる指定管理者として出発したものではありませんでした。地域資源、環境、歴史、人材を活用し、新たな産業を創出して収益を生み出し、五條市全体を活性化させることが本来の使命であったはずで、その原点に立ち返り、我々は地域商社を森林産業共創、共に創る、創造の創、事業の中核、ハブとして再定義することを提言いたしました。再度やりたいという御意見も私のほうに寄せていただいております。

そうした中で、一つはバイオマスの熱利用による経済の循環の効果であったり、観光資源の再活性化、ちよつと今日は時間ございませんので、いわゆる高野山、九度山や天川村と交流のできるような観光の活性化、そしてまた一部ちよつと私の観点から外れるんですけども、次世代育成の福祉、教育のケアを起点とした人材の創出と、様々な御意見をいただいております。そうした中において幅広く、こういった方の意見を今後とも、この地域ブランド推進協議会がなくなっても、いろんな形の意見を吸い上げる、また聞いていただける場所が必要だと今後、思うんです。幾ら大塔町の人口が減ってきてても、さらに活性に努めてあげようという方がいらっしやるんで、またその辺よろしくお願いしたいと思います。その辺、市長、今後この大塔の公の施設、そしてまたブランド推進協議会、私が申し上げましたような方々の御意見を承るような場所づくりというのは今後、どうお考えになりますでしょうか。

○議長（窪 佳秀）平岡市長。

○市長（平岡清司）まず、大塔の道の駅、ロッジ星のくにでありましたり、まず地域商社、宮倉会長をはじめ、本当に皆様には当初、今、議員がお述べになったように、当初のブランド協議会の原点と私は違う方向に行ってしまったのではないかなと思っております。そして、非常に御苦労をおかけしたなというふうに思っております。ブランド協議会として、また地域商社として、また新たな意見をいただきまして、また何かできることがあれば共にやっていきたいなというふうに思っております。

そして、この大塔の施設につきましても、私が就任してから、これが一番の課題かなというふうにずっと思っていました。ふるさと財団から始まって地域商社になって、しかし五條市からお金の話をすると、毎年やっぱり三千万円弱のお金を出資しなければならぬ、こういったことも、このお金があつたらもうちよつとほかのこともできるのかなというふうな思いもあつて、閉めようかなということも考えたりもございませぬけども、やはり地域活性化であったり、やはり閉めるという決断までは至らず、誰かにやっていたらいいことこの公募の結果、まだ決まってませぬけども一者が手を挙げていただいた。そんな中において、これからちよつと私、光が見えてきたんではないかなというふうな思っております。

そんな中では、トイレの二階のレストランでありましたり、物販のとも、またブランド協議会の方々の御意見なども伺いながら、またそういう形でいろんなものを、また物販を販売できたらやってみたいなっていうふうに思ってますし、しかしちょっと五條市としても、いい勉強をさせていただいたっていうふうに結論的には思ってます。

そんな中で、また共に連携しながら進めてまいりたいなというふうに思ってます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）先日も私のところへ、五條市で認可の受けれるような小学校をつくりたいんやというお話をいただきました。そういった五條市でやれることがある、やりたいことがある地域なんやということをおっしゃっていただいております。そうした五條市の財産を活用しながら、私たちにはそのよさというのは、なかなか見えにくいところがございますけども、外から見ると五條市は物すごい魅力のある地域であるということもおっしゃっておいりましたので、しっかりとそういう方々の御意見を聞いていただいて、よりよい五條市の発展を目指していただきたいと思っております、よろしくお願い申し上げます。

以上で、山口耕司の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀）以上で、十番、山口耕司議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、十一時三十分までトイレ休憩をいたします。

午前十一時十九分休憩に入る

午前十一時三十分再開

○議長（窪 佳秀）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、七番、吉田 正議員の質問を許します。（「七番」の声あり）七番、吉田 正議員。

〔七番 吉田 正質問席へ〕

○七番（吉田 正）それでは、七番、吉田 正の一般質問を通告のとおり行わせていただきます。

まず最初に、市道における交通安全対策についてをお尋ねします。

市道を通行しておりますと、カーブミラーの汚れ等で交差点の通行に危険を感じるや、通行車線の路面標示の不明瞭など、通行に危険を感じるなどの話をよく聞くこともありますし、私自身も感じています。

そこでまず、カーブミラーの交換時期と維持管理の状況、また危険箇所カーブミラー設置の要望が上がっているようですが、設置に向けての現状と要望者に対する回答など、どのように対応されているのかをお尋ねします。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） 七番、吉田議員の御質問にお答えいたします。

維持管理につきましては、職員による道路パトロールや地域からの通報などにより、カーブミラーの損傷、支柱の腐食、角度のずれなど、状況を把握し、必要に応じて清掃、調整、修繕及び更新を行っております。

交換時期については、明確な年数を一律に定めているわけではなく、劣化状況や視認性の低下の程度に応じて判断し順次、対応しています。また、新規設置の要望につきましては、現地の交通状況や見通し安全性、設置の必要性などを総合的に確認した上で、設置の可否を判断して回答しております。

以上、答弁いたします。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 七番、吉田 正議員。

○七番（吉田 正） ふだん、登下校の子供たちが安全に通学できるように見守っていただいております地域の方々には、大変感謝をしております。

カーブミラーは交通安全上、必要不可欠なもので、安全そのものを確認、確保するのは個人に帰するものですが、やはり行政としてはその助けとなるカーブミラーの設置要望があれば、早期に現場確認後、設置をするものであると考えます。

また、せんだって市長との雑談の中で、カーブミラーの設置については一括発注を行っているが、今後は要望を確認して現場を精査した上、早急な対応をするようにしていきたいとお話がありました。今後の交通安全確保のために、実施方法に改善を加えるのか、また改善するとすれば、どのように改善するのか、また新年度の設置予定についてお伺いいたします。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

現在は年間二回程度に取りまとめ、入札にて発注しておりますが、緊急性の高い案件につきましては現地確認後、可能な限り速やかに対応できるように、運用の改善を図ってまいります。

また、新年度の設置に関しても、緊急性の高いものは速やかに対応してまいります。

以上、答弁いたします。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番、吉田 正義員。

○七番（吉田 正）次に、道路標示、特に交差点の通行優先区分標示についてお尋ねいたします。

私の地元にあるエルベタウン地区の道路標示が消えている、薄くなつて見えない、見えないために接触事故が起こりそうで怖いや、住民でない人の車が猛スピードで通行するなどの苦情をよく耳にします。こういった道路標示の維持管理の行い方をお尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

市道における路面標示の維持管理は、道路パトロールや地域からの情報提供などにより、摩耗や視認性の低下を確認し、必要に応じて補修を実施しております。

以上、答弁いたします。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番、吉田 正義員。

○七番（吉田 正）やはり消えかけて確認しにくい交差点、また消えてしまっている交差点は、先ほども言ったように交通安全確保のために早期に現場確認後、標示を補修する等の対策をすべきと考えますが、今後の方針についてお伺いいたします。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

特に交差点内の路面標示など、安全確保の観点から重要度の高い箇所につきましては、現地の交通状況や危険度を踏まえ、優先順位を決めて計画的に補修を行ってまいります。

以上、答弁いたします。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番、吉田 正義員。

○七番（吉田 正）計画的に行っていくということですが、まだ計画ができていないんやったら、このエルベタウンの交差点、計画に入れていただい

て、早期に実施していただければ、住民の方も大変ありがたいと思いますんで、よろしくお願いいたしたいと思います。

市長にもお尋ねします。行政として行える交通安全の確保に対するお考えをお尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀）平岡市長。

○市長（平岡清司）交通安全は、道路を利用する一人一人が交通ルールを遵守し、安全意識を持って行動することが基本であると考えております。市としては、交通安全施設の整備、維持管理及び注意喚起看板の設置や、関係機関と連携した交通安全対策の推進及び交通安全啓発活動の実施など、ハード・ソフトの両面から安全対策を講じていくことが重要であると考えています。

今後必要な対策を迅速かつ適切に実施し、交通事故の防止と安全・安心な道路環境の確保に努めてまいります。

先ほど、山口議員のときも樹木のお話が出ておりました、巡回の回数を増やすということがありました。私も常々、職員と話しする中で、担当課だけを見るんじゃないに、ほかの課の職員も出たときは、こういうことがあったということを報告すると。みんな、いつ異動になるかも分かりませんし、全員で、職員全員で五條市の安全を守っていくっていう上でやっていくべきやっていうふうに私は思ってますので、こういった例えばラインが消えておったり、ほかのこともそうですけど、道路が陥没していたり、そんなこともそうなんですけども、そういうことを巡回しながら各職員全員で、また議員さんもそういうふうなことがありましたら一報いただきましたながら、市民の安全・安心のために巡回をまた強化してまいりたいと思ってます。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番、吉田 正議員。

○七番（吉田 正）それはもう交通安全つちゅうのは個々の者がきっちりとそれを確保し、安全運転を徹底するのが本来なんですけどね。やはり、先ほど言ったカーブミラーとか道路標示とか、行政として行える施策があるんやったら、先ほどのカーブミラーみたいに一括発注やから半年待てとか、そうじゃなくて、もう危険やと思ってるんやから早期に確認して、何でも市長、早くやっただってください。よろしく願います。

次に移ります。次に各地域のごみ収集所に取り残される不分別のごみについてお尋ねします。

ごみの集積所にはいろんな形があります。ごみ集積庫に入っている場合、格子の収納ボックスに入っている場合、集積所にネットで覆っている場所、何もなくただ置いてある場所などもあると思います。

ごみは五條市の指定どおりに分別して、指定ごみ袋に入れて出さなければなりません、分別がされていないため未回収となったごみが発

生しております。

まず、可燃物ごみで未回収となっているごみについて、現状の回収方法、手順についてお尋ねします。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

未回収ごみにつきましては、収集業者が収集しなかった理由をシールに記入してごみ袋に貼り、二週間程度そのまま放置し、そのごみを出した方に分別が間違っていることに気づいてもらい、再度、分別し直して出してもらおうようにしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番、吉田 正義員。

○七番（吉田 正）そこで、ごみ集積庫に未回収ごみが残っている場合は、ごみを出した方がすぐに気づくのでいいんですけども、ネットで覆われていない集積所では当然、そのままの未回収のごみとして残される。ネットで覆っている集積所でも分別しないごみを出した人に、あなたの出したごみは分別されてませんよと告知するために、ネットで覆わないで放置することがあるようですが、カラスなどに荒らされて、ごみが散乱して大変なことになることがよくあるそうでございます。見かねた近所の方が、それを掃除して分別し直し、再度、ごみとして出していただいているそうなんですけれども、行政としてこのような事情を把握しているのか、またどのように対処しているのかをお尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

分別されずに出されたごみが未回収となり、カラスなどによって荒らされて散乱しているといった通報は年に数回ございます。通報があった場合は、職員が現場確認を行い、それとともにごみの回収を行います。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番、吉田 正義員。

○七番（吉田 正）多分、収集業者さんは行政からの指示で未分別ごみを収集してないものと思いますが、今の対処方法では集積所を管理されている方や集積所の近所の方の負担が大きく、問題があるのではと考えますが、今後の方針について何かお考えがあればお伺いいたします。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

ごみ集積所は、そこを利用する方々に管理していただくことが基本と考えてございます。未回収ごみがなくなるよう、分別ルールの徹底を周知していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番、吉田 正議員。

○七番（吉田 正）そうですね、周知を徹底的にしていたきたいですけど、何か周知方法が弱いような気がするんですけど、しっかりしたってください。

分別せずにごみを出してしまうっていうのはね、一番要因なのは、地域や地区の要望をしっかりと聞いていただいて、これらのために起る住民の要らぬ負担のないように対策を要望いたしますが、今後の収集ごみの取扱いについてお尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

先ほどの答弁どおり、ごみ集積所を利用する方々に管理していただくことが基本と考えますが、可燃ごみの中には食べ残しやおむつ等、いろんなものが入っています。未回収により散乱してしまったり、ごみ袋を触るのがためらわれるような場合、通報していただければ市で対応を考えてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番、吉田 正議員。

○七番（吉田 正）この場合は、エコ・リレーセンターごじょうへ通報すればええの、市役所のほうへ通報するの。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

どちらでも対応させていただきます。（「七番」の声あり）

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番、吉田 正議員。

○七番（吉田 正）ごみの集積は、市民生活にとって非常に重要な市の事業であります。市民の皆様の協力がなければ成り立たない事業であ

ります。地域や家庭において、ごみ分別の意識を高めていただくことが、円滑なごみの収集につながるものと思っております。今後も市民の皆様にごみ分別の大切さを理解していただき、分別収集への御協力をお願いしていきたいと私自身も考えておりますので、先ほども申しましたように告知のほうをしっかりと、市民の方に未分別ごみがないようによろしく願います。

では、次に移ります。認定こども園の公私連携が四月から始まるうとしております。公私連携の締結式も無事に済んだと伺っておりますが、以前には幼保連携型認定こども園の公私連携について質問させていただいたんですけども、そこでちょっと聞き漏らしたこともありましたが、何点かお尋ねしたいと思います。

まず、公私連携により国からの補助金の活用が今以上によくなるとの説明をいただいたのですが、財政的な負担についてお伺いいたします。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。
公私連携により歳出の削減として会計年度任用職員の人件費や施設運営経費があります。一方、施設型給付費の歳出の増加などがあり、差し引くと財政的な負担の増減はおおむねございません。

以上、答弁いたします。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番、吉田 正義員。

○七番（吉田 正）おおむねないって、おおむね五條市の財政的に助かる部分もあつたら、逆にマイナスとなる部分もあるんやね、まだ分からんけども。だから、おおむねですね。はい。

次に、現在の認定こども園で働いている会計年度任用職員の来年度からの予想される雇用、現在のまま雇用されるのか、そうでないのかと、今後の雇用についてお尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

現在の五條市の会計年度任用職員について、本人が希望する五條市の公立認定こども園または公私連携法人の採用試験を受験していると承知しているところがございます。

以上、答弁いたします。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番、吉田 正義員。

○七番（吉田 正）現在の正規職員さんが、公私連携後に連携先の法人に派遣することになる、出向という形になるとのお話を聞いたのですが、そのような計画はあるのでしょうか。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

公私連携法人との協定に基づいて、それぞれの法人に正規職員の保育教諭を派遣する予定であります。

以上、答弁いたします。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番、吉田 正義員。

○七番（吉田 正）そうすると、予定している二園ですね、北宇智ゆめこども園かな、阪合部のきぼうこども園ですね、二園への出向される正規雇用職員さんの人数を園ごとにお願ひします。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

派遣を予定している正規職員の数、ゆめこども園七名、きぼうこども園九名になります。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番、吉田 正義員。

○七番（吉田 正）それでは、そこで現在、公私連携に移行する二園で、働いておられる正規雇用職員さんの人数を園ごとにお願ひします。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

ゆめこども園、きぼうこども園も、園各九名になります。

以上といたします。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番、吉田 正義員。

○七番（吉田 正）ということは、北宇智にあるゆめこども園が九名中七名が出向、阪合部のきぼうこども園が九名中九名やったんか。ほぼですか、すごいですね。そういう計画されとるんなら、それでいいんですけど。

そのような場合、給与、保険、身分保障も含め、職員さんの処遇についてお尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

派遣職員は、五條市職員の身分を有したまま、派遣先の業務に当たることになります。

以上、答弁いたします。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番、吉田 正議員。

○七番（吉田 正）身分を有したまま派遣ということになると当然、給与も五條市からですよ、そういうことですよ、給与も五條市から出るということですね。

あんまり要らんこというてごめんなさい、施設も無償供与、職員さんも五條市からの派遣、財政的効果も少ない、悪口言うところありますよ。以前もお聞きしたかもしれませんが、その公私連携による五條市の幼児教育のどういうメリットがあるのかを教えてください。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

公私連携のことも園への移行の目的の一つは、多様化する就学前教育・保育ニーズに対し、公立と私立が連携し、お互いのノウハウを共有し、五條市全体としての質の高い教育・保育の提供と併せ、子育て支援の充実を図ることができるということがメリットであると考えております。

以上、答弁いたします。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番、吉田 正議員。

○七番（吉田 正）ありがとうございます。

質の高い教育・保育のニーズを高めることができるのがメリットやと。ぜひとも高めてくれるよう、よろしく申し上げます。

これからのすばらしい、そういう保育環境づくりをよろしくお願いして終わります。ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀）以上で、七番、吉田 正議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時三十分まで休憩します。

午前十一時五十分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（窪 佳秀）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、一番、田中隆史議員の質問を許します。（「一番」の声あり）一番、田中隆史議員。

〔一番 田中隆史質問席へ〕

○一番（田中隆史）議長の許可をいただきましたので通告に従い、一番、田中隆史の一般質問を始めさせていただきます。

二回目の一般質問で、まだまだ至らない点多々あるかと思いますが、市民の声を届けるという思いで質問させていただきます。理事者の皆様、よろしくお願いいたします。

私は、昨年十二月から五條市議会議員として任期を開始させていただいて、今日まで約三か月間活動させていただいております。まだまだ短い期間ではありますが、この期間の中で市民の皆様から特に多く寄せられる声が道路に関する御意見・御要望です。市民の皆様が一番身近で関心のあることだと思います。舗装のひび割れや陥没、草木の繁茂による見通し不良、側溝の詰まり、冬季の凍結対応、通学路の安全対策などの声が多く寄せられております。

御承知のように道路には高速道路、五條市で言えば京奈和自動車道、そして国道、五條市で言えば二十四号、百六十八号、三百十号、そして県道、市道等があり、果たす役割も場所や利用者、そのサイズや機能によって異なります。

今回は、一番身近な五條市道について、そして新人議員として、まずは現状を正確に把握し、今後の改善につなげたいという思いで質問いたします。

質問の（一）でございます。本市が管理する市道の現状についてです。

まず初めに、五條市の管理する市道の路線数、総延長、橋梁数、トンネル数についてお伺いいたします。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）一番、田中議員の御質問にお答え申し上げます。

市道の路線数は一千五百五路線、総延長は約七百九十九キロメートル、橋梁数は四百九十六橋、トンネル数は十一本です。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番、田中隆史議員。

○一番（田中隆史） ありがとうございます。

ほかの市町村と比べて、これが多いのか、少ないのか、長いのか、短いのか、ちょっと分かりませんが、面積が五條市は広いので、とても多くて長いものだと思います。

この一千五百五路線、七百九十九キロメートル、四百九十六橋、十一本のトンネル、これを管理されているということで、その中で市道の舗装されている区間の延長、割合についてお伺いいたします。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

舗装区間の延長は約六百二十四キロメートルであり、割合として約八〇％となっております。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 田中隆史議員。

○一番（田中隆史） ありがとうございます。

約八割、舗装されているという御答弁でした。そんな中でも、やっぱり舗装の状態が悪いとの意見をよく耳にします。ひび割れしているや、陥没しているなど、よく聞きます。今日も私、朝、小学校の毎朝、見守りしてるんですけど、スクールバスの運転手さんからちよつと、その方は田園の方ですけど、家の前が穴空いてて、嫁さんが転んでけがしたんや、またちよつと田中議員、見に来てくれるかっていう意見もいただきました。そういういろんな情報の中で、市としてはこの状況をどのように把握しているのか、お伺いいたします。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

舗装の状態の把握につきましては、職員による道路パトロールや自治会からの要望、道路緊急ダイヤル、五條市公式LINEなどによって状態を把握しております。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番、田中隆史議員。

○一番（田中隆史） ありがとうございます。

自治会や市民からの直接の要望であったり、職員さんのパトロールであったり、実際そのような舗装の状態の把握を行った後、補修の対応について、どのように行っているのか御答弁をお願いいたします。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

簡易なものにしましては、職員によって補修を行っております。対応が難しい規模であれば、工事発注により補修を行っております。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 田中隆史議員。

○一番（田中隆史） ありがとうございます。

簡易なものや緊急的なものは職員さんが対応しているということで、私も実際に議員になる前に家の前のところを、穴が空いているところを土木管理課に直接電話させていただいたら、もうその日のうちに対応していただいたということもありました。

先ほど、吉田 正議員からの質問で白線のパトロールとかという問題のところ、市長も担当課以外にも市のほかの職員さんにもパトロールすることを義務づけておるといふか、意識するようにという答弁がありました。引き続き、私どもも監視の目を光らして、市民の安全・安心を守っていくことを努めていきたいと思っております。

実際に、その職員さんの対応で行った箇所数や舗装修繕工事を実施したおよそ過去三年間、今年度もう三月ですけど、今年度を含む箇所数を教えてください。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

職員対応にて行った件数につきましては、今年度より新設の道路維持係の集計において二百四十二か所でした。また、工事発注により、舗装、補修を行っている箇所については、令和五年度は十五路線、二十か所、令和六年度は二十路線、二十か所、令和七年度は十七路線、三十か所の見込みであります。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番、田中隆史議員。

○一番（田中隆史） ありがとうございます。

二百四十二か所を職員さんで対応されたということの答弁でした。今年度から新設された道路維持係の皆さんの御尽力というか、それもあって数多く対応していただいていると思っております。何回も申しますが、安全・安心のために職員さんには御苦労をおかけしますが、処理できていない要望を一日でも早く対応よろしく願っています。

それでは、二つ目の質問に移りたいと思います。(二)本市が管理する五條市道の課題認識についてでございます。

先ほどから市道に対する現状を教えてくださいましたが、実際に道路を維持管理していくに当たって、どのような課題があるのかをお伺いいたします。

○議長(窪 佳秀) 栗林都市整備部長。

○都市整備部長(栗林利光) 答えいたします。

主な課題としては、道路舗装、排水構造物及び橋梁など、多くの施設が老朽化しており、補修に対する要望が増加していますが、予算と人的要因などにより、計画的な点検、補修が困難な状態となっております。要望に対して、早急に対応できず時間を要していることが課題となっております。

以上、答弁いたします。(「一番」の声あり)

○議長(窪 佳秀) 一番、田中隆史議員。

○一番(田中隆史) ありがとうございます。

老朽化が進んでいるという認識は持つておられるということですが、予算や人的なことなどで時間を要しているのは十分分かりますが、その中でも優先順位をつけて対応していただいていると思いますが、もう何度も何度も申し上げますが市民の安心・安全のために、課題の対応を一つでもクリアしていただけるようお願い申し上げます、次の質問に移りたいと思います。

三番、五條市内の歩道橋についてでございます。次は道をまたぐ歩道橋についてです。五條市内での階段方式での歩道橋は何橋あるか、御答弁お願いいたします。

○議長(窪 佳秀) 栗林都市整備部長。

○都市整備部長(栗林利光) お答えいたします。

国道に三橋、市道には一橋ございます。

以上、答弁いたします。(「一番」の声あり)

○議長（窪 佳秀） 一番、田中隆史議員。

○一番（田中隆史） 国道の三橋と市道の一橋、具体的に簡単でいいんですけど、場所を教えてください。お願いします。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

国道二十四号、五條小学校の付近に一橋、国道二十四号の五條東中学校の付近に一橋、国道三百十号、牧野小学校の付近に一橋、それと市道岡口八号線、JR五条駅横の五條駅南北橋の一橋がございます。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番、田中隆史議員。

○一番（田中隆史） ありがとうございます。

国道に三橋、市道に一橋、国道二十四号に二つと国道三百十号ということになりました。

私、議員にならせていただいて、歩道橋のちよつと要望というか、御意見を聞かせていただくことができました。

まず、一つ目は先ほども部長、答弁していただいた五條東中学校付近の国道二十四号の歩道橋です。これ、ちよつと水たまりがあつて、子供たちが通うときに滑ったり、冬やったら凍結することになって、ちよつと一回、見に来ていただけませんかということをお伺いしました。

国道にまたぐということで、管理が国の基準になると思いましたが、私ちよつと国会議員の秘書もさせていただいたので、国土交通省奈良国道事務所や橿原維持出張所に御連絡したこともあつたので、直接、御連絡して対応していただいた部分もあるんですけど。

あともう一つ、要望いただいたのが国道三百十号の牧野小学校付近の陸橋でございました。そこも子供が通学をしているときに、ちよつと滑ってこけたんで、滑り止めとかできないんですかねっていうことを一回聞いたことがあります。これは三桁国道になりますので県の管理かなというところでございます。

一般市民の方にとっては、道路の施設、それぞれの管理者が誰かは分からないことが多いと思います。施設の不具合を発見したときに連絡を取るにはどうすればいいのか、御答弁をお願いします。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

道路施設の不具合については、市のほうへ御連絡をいただければと考えております。御連絡をいただければ、管理者の確認を行い、対応を

させていただきます。

また、国土交通省の道路緊急ダイヤルや五條市公式LINEを使用することで、位置情報などを送ることが可能なため、より迅速な対応をすることが可能であると考えております。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番、田中隆史議員。

○一番（田中隆史） ありがとうございます。

市民の方の一番の窓口は市役所だと思いますので、国の管理であれ、県の管理であれ、たらい回しにせず安全は共同の責任という姿勢を持っていただければと思います。

そして、国土交通省のアプリや五條市公式LINEなどの有効活用をホームページに載せていただいたり、広報に載せていただいていると思いますが、さらなる啓発の活動のほうにも引き続きお願いをいたしまして、最後の質問に移りたいと思います。

四番、今後の取組についてでございます。

効率的な道路の維持管理及び整備について、どのように取り組んでいくのかを教えてくださいと思います。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

道路施設の老朽化は、今後ますます増加していくことが考えられます。定期的な点検により、早期に損傷を発見し、大規模な修繕に至る前に対策を実施することが必要となると考えております。AIを活用した新技術による点検手法の導入なども検討し、効率よく持続的な道路網の維持管理、整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番、田中隆史議員。

○一番（田中隆史） ありがとうございます。

今後の取組で、新しい技術も導入して活用していくって、効率よく持続的な道路網の維持管理をしていくという御答弁でございました。

最後になりますけど、道路は市民の毎日の生活を支える最も身近なインフラだと思います。この議会の開会の初日の市長の施政方針の五條市ビジョン第四條でも、南部地域の交流拠点となるまちづくりの施策の中にも、生活を支える道路網等の整備として、市道の改良や橋梁点検

を実施し、長寿命化に向けた補修補強工事を計画的に進め、通学路の安全対策事業を拡充し、児童生徒の安全・安心の確保に努めるとありました。まさに、その言葉そのままではないのかなと私も思っております。本当に重ね重ねになりますが、市民の皆様が安心して暮らせる五條市をつくるため、道路の維持管理は極めて重要な行政課題であります。私、新人議員として現場の声を丁寧に届け、市とともに課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

今回は道のこと一つに絞って御質問させていただきました。これで一番、田中隆史の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀） 以上で、一番、田中隆史議員の質問を終わります。

次に、三番、中本賢二議員の質問を許します。（「三番」の声あり）三番、中本賢二議員。

〔三番 中本賢二質問席へ〕

○三番（中本賢二）議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、獣害対策についてでございます。

この質問につきましては、前回十二月議会のほうで質問をさせていただきました。そこで提案なり答弁内容の検証を、今回はお伺いするものでございます。

まず最初にですね、スマート鳥獣対策ということで前回、現状をお伺いした上で、今後の獣害対策については先進的なスマート鳥獣対策の普及を推進していこうとしている、農林水産省の方針であるということとを述べさせていただきました。

具体的には、ICT等の導入を加速して遠隔監視や捕獲データの収集・分析等による見回り作業の省力化、捕獲を強化すべき地点の特定を推進しようとするものでございます。

こういったことを受けて現在、市としては、現在までですね、前回から現在まで、どのようにお考えいただいたのか、今回お伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）三番、中本議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、スマート鳥獣対策ではなく、市会計年度任用職員や地元猟友会による捕獲檻の見回りや捕獲作業、捕獲状況に応じた各檻の移動等の取組を行っております。

しかしながら、主な捕獲者である地元猟友会の高齢化や担い手不足が課題でもあります。

これらを解消する手段の一つとして今後、国の方針や状況を注視しながら、スマート鳥獣対策の導入を考えてまいりたいと思います。
以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）今後、スマート鳥獣対策の導入を考えてまいりたいということ、もう多分、喫緊の課題かなと思っておりますので、こちらのほうはどうかよろしくお願いしたいと思っております。
次に移ります、獣害用金網柵についてでございます。

現在、市が取り組んでいる具体的な対策について、イノシシ、鹿用の侵入防止柵について、材料支給を行っていると同前、御答弁をいただいている状況でございます。

この制度は国の補助で行っているもので、その年によっては補助率が変わるといったことの御答弁でした。当然、受益者負担というのは、被害対策を講じなければならない方にとっては必要なことかなとは認識しております。

そこでお伺いします。今年度を含めて過去五年間の全体事業費、また受益者負担率、受益者の負担額等をお示しいただけますか。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

過去五年間のイノシシ、鹿用侵入防止柵の材料支給に係る事業費、地元負担額及び地元負担率につきまして、年度別に申し上げます。

令和三年度は事業費六千九百五十八万八千八百十三円、地元負担額三百四十三万五千二百十六円、地元負担率約四・九%でございます。

令和四年度は事業費九千四十一万七千九百五十四円、地元負担額二百四万六千六百六十二円、地元負担率約二・二%。

令和五年度は事業費五千八百二十六万三千六百七十六円、地元負担額六百三十八万五千八百四十八円、地元負担率約一〇・九%。

令和六年度は事業費七千四百四十九万六千四百三十九円、地元負担額九百四十二万七千九百八十円、地元負担率約一三・六%。

令和七年度は見込みになりますが、事業費約七千五百四十六万五千円、地元負担額約三千三十三万二千円、地元負担率約四〇・二%と推移しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。

事業費のほう、結構高額な事業費、年度によっては変動しておりますけれども、約大体七千万円前後ぐらいいかなと思っております。

その中で、負担率が先ほど御説明いただいたように一番低いときで二・二％、一番高いときで四〇・二％ということになっております。

全体の地元負担額のほうを御説明いただいたんですけど、私なりに分かりやすい方法で皆さんにお示ししようと思うのが、これまずは事業ベースを百万円で計算させていただきましたら、令和三年では地元負担額百万円に対して五万円です。令和四年、百万円に対して約二万円でございます。令和五年度につきましては、百万円に対して地元負担額約十一万円です。令和六年度につきましては、百万円事業については約十三万円です。最後、今年度、百万円事業に対して約四十万円、こういった経緯になっております。

こういったことで、年度によりましてかなりの負担額の差ができてきとるんかなって感じるところでございますし、これは受益者の負担額でございますので当然、受益者が担わなければいけない部分かと思えますけれども、これ、なぜこの割合が年度によって変わっているのか、御答弁お願いできますでしょうか。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

補助率につきましては、国・県の予算の範囲内での定額補助となっております。県内の市町村の要望状況で、補助率は変動するのかなと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）そこでですね、前回、提言させていただいたのは、受益者負担率の平準化ができないのかと御提案させていただいたかと思っておりますけれども、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

令和七年度につきましては、昨年度までと比較し、国の割当額が大きく減少しました。地元負担額が増加したため、県へ要望し、追加割当てをいただくなど、地元負担額の低減に努めてまいりました。引き続き、地元負担額の低減に向け、国・県へ要望してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）どここの家庭でも、翌年度っていうかね、家計っていうのを計算をされてやってるか、計画的にやってるかと思うんです。それで来年、必要な経費、これに対しては大体これぐらいの、先ほど聞かせていただきましたら前年度であれば約、それもちよつと高くなつてますけれども約十三万円ぐらいの負担額、以前よりは少し高くなっているけれども、高くなつても十三万円前後から、いっても二十万円ぐらいかなっていう、ある程度の予測は、予測とか心積もりはしておるかとは思いますが、それがいきなり三倍、四倍ぐらいに上がってしまうと。こういった状況になりますと、非常にどう言うんですかね、たちまち困ってしまうっていう状況になるかと思ひます。

そういった中でも、これ金網柵を、お金がないからもうやめときますわっていうわけにいきません、金網柵しないと、やはり獣害に遭いますし、また周りの方々にも御迷惑をかけるっていうのが、これはもう現状でございます。ましてや、金網の材料支給はいただいておりますけれども、ご高齢の方で困わなければいけないとこであれば、その作業自体も自分らでできない。それをまた人に、人を雇ってやっていただかねばならないという部分で、かなりの負担がかかってしまっているのが今の現状でございます。

そういったことで、この補助金を使いながら、平準化をしながらやっていただければなと思うんですけれども、そこで一点また確認をしたいんですけれども、この国からいただいております補助金の事業名、分かりましたら教えていただけますでしょうか。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

鳥獣被害防止総合対策事業でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）そうですね、鳥獣被害防止総合対策事業、この中の交付金というか、補助金というか、これを充当されるところとかかと思ひます。この中のメニューを、少しちよつと見せていただけますと、この鳥獣被害防止対策に係る特別交付税の対象の経費に当たるといふことをうたつてあるというか出ております。これにつきましては、市町村に対する特別交付税措置ができるということ、この柵、防護柵ですね、と畏であつたりとか、檻であつたりとか、いろいろあるんですけれども、今現在言つてますこの金網防護柵につきましても、経費としては交付税率八割があるということが出ております。そういったことも利用というか、運用というか、使いながらですね、この事業がうまくいけばいいのかなつて思つております。

このような中で、再度お伺いしますけれども、今後の対応につきまして御答弁いただけますでしょうか。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

市としましても、獣害対策は農業振興を図る上で重要な取組であると認識しております。議員お述べの内容も含めまして、地元負担額の低減に向け、引き続き考えてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）どうかよろしく願います。

では、次に移らせていただきます。一番目の最後ですけれども、熊被害対策の進捗につきまして、こちらも前回、聞かせていただいた中で進捗をお伺いするものでございます。

今年に入りまして、あまり熊出没情報がテレビや新聞等では報道されていないのかなと感じていますけれども、冬は熊も冬眠するとは聞いておりますけれども、現在、熊による出没情報や被害情報について、現在の状況をお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

市へ連絡のあった熊の目撃情報につきまして、令和八年一月以降でございますけれども、西吉野町唐戸と西吉野町永谷の二件でございます。以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）やはり冬、冬っていうか今年に入っても、その目撃情報は少なからずともあるっていう状況の中で、出没時の対応につきましてですね、前回、緊急銃猟制度の早期の運用体制を確立するとか、また出没対応マニュアルの作成を行っていただきたいというふうにお願いをさせていただいたかと思うんですけども、その後の進捗につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

熊出没時の初期対応から、捕獲に至るまでの様々な状況に対応ができるよう、五條市緊急銃猟対応マニュアルを策定しました。以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。

緊急銃猟対応マニュアルを作成できたということで、何かあったときには市長の許可の下、いろんな項目があつて、四つ、五つあつたかと思うんですけども、市民の安全を守るとかいろいろある中で、安全が確保できれば、銃による捕獲が可能になるということだと思います。非常に、市民さんが被害に遭わないがための方策で、早期にやっていただけだったということで、非常にありがたく思っております。

それでは、次に併せて啓発活動につきまして、御提案させていただいたかと思うんですけども、いろいろ熊が来たときにどうしたらいいのかとか、どういうふうに対策をするのか、寄ってこないかということ、ツキノワグマ被害防止リーフレットの作成の検討をお願いできないかということをお聞きさせていただいたかと思えます。その後の進捗状況のほうをお伺いしたいです。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

現在、市では市のホームページにおいて、熊に遭遇した場合の対応や、熊をおびき寄せないための対策等を掲載し、注意喚起を行っております。市への目撃情報も増加していることから、今後は広報誌においても掲載し、さらなる注意喚起を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。

これからまた暖かくなってきましたと、また熊も冬眠から覚めて、餌等を求めて人里のほうに現れてくる可能性が高くなっております。市民の安全と安心を確保するためにも、獣害対策全般について、どうかよろしくお願い申し上げます。次の質問に移らせていただきます。

二番としまして、中学校における部活動の地域移行事業についてでございます。現在の状況について、御質問させていただきます。

部活の地域移行につきましては、少子化の進展によりまして学校の規模が小さくなる中、一つの学校ではチームスポーツなどが十分に実施できない、また学校における働き方改革の必要性が高まる中、学校の教師のみに頼る指導体制では今後、維持していけないと。

こういったことから、将来にわたり生徒がスポーツ、文化、芸術に継続して親しむ機会を確保するために、地域のスポーツ、文化資源を最大限活用して、地域全体で支える仕組みの構築が必要ということで、国における学校部活動の地域移行が進められてきました。

今回、施政方針の中でも取り上げられております、令和八年度から奈良県内公立中学校における休日の教員の指導による学校部活動が廃止

されることを受けて、これまでの実証実験の結果を踏まえ、円滑な地域移行を図ってまいるといふことの方針を打ち出していますので、今回この質問をさせていただくようになりました。

そこで、まず五條市における中学校部活動の現状につきましてお伺いします。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

市内の三中学校において、令和七年八月現在、スポーツ系として野球十六人、卓球四十七人、バスケットボール四十六人、ソフトテニス五十九人、陸上競技二十四人、柔道三十一人、サッカー十九人、バレーボール四十七人の八競技、計二百八十九人。文化系として、吹奏楽四十七人、美術十六人、パソコン六人の三部門で、計六十九人が活動しているところでございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。

現状のほうをお伺いさせていただきました。その中で令和二年ぐらいから国のほうでは、中学校における部活動の地域移行を本格的に検討が始まったと思います。それを受けてですね、五條市ではこれまでどのような取組を行ってきたのかお伺いします。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

部活動改革については、文部科学省から令和二年九月に休日の部活動の段階的・地域移行の方向性が示され、令和四年には令和五年度から令和七年度までを改革推進期間とする休日の部活動の段階的・地域移行の方針が示されました。

また奈良県では、公立中学校において、令和八年度から教員の指導による休日の学校部活動を廃止する方針が知事から示されております。

これを踏まえ、本市では令和六年度より令和八年度からの休日の部活動の在り方を学校、PTA、五條市スポーツ協会、各競技団体等の組織の代表、教育委員会事務局等で構成する五條市中学校部活動地域移行推進協議会を設置し、部活動に関する基本方針、ガイドラインの策定、人材バンクの設置・運営等について、協議を重ねているところであります。

令和六年度には、地域指導者が一定数確保できた野球、卓球、バレーボールの三部活動で、休日の練習に限り、地域指導者による地域クラブ活動として、また令和七年度には野球、卓球、バレーボール、陸上競技、サッカー、柔道、ソフトテニスの七競技におきまして、実証事業

を行っているところであります。

以上、答弁いたします。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。

先ほど、最初の現状の中と、今現在いただいております、御答弁いただきました実証事業を行っている事業の中で、実証事業が行われてない部活があったかなと思います。スポーツではバスケットボールですか、それとあと文化部について、実証実験が行われてはないうつていないんですけれども、これはなぜ実証事業が行われていないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

バスケットボール及び吹奏楽については、令和七年度は十二月までに地域指導者が一定数確保できなかったため、実証事業を行えませんでした。現在、地域指導者が確保できており、令和八年度から地域移行を行う予定であります。

また、文化部の美術部、パソコン部については現在、休日の部活動は行っていないため、地域移行は行う予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）そしたら、実証実験を行ってきた、事業を行ってきた中で、いろいろと課題が出てくるのかなと思っております。その課題に向けてなんですけれども、こういった課題が見えてきたのか、それをどのように捉えているのか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

五條市における部活動地域移行の課題としては、指導者資格を有した指導者の不足が挙げられます。

令和六年度より、五條市地域クラブ活動指導者人材バンクを設置し、スポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員会などの団体や、市内小中学校の教員等に呼びかけ、地域指導者の確保を図り、二月末現在で五十二名の登録をいただいております。しかしながら、指導者資格を有した地域指導者の数が十分ではないため、県が開設した奈良県スポーツ文化芸術指導者人材バンクを通じた人材確保や、市ホームページへの掲載、また二十歳の集い等の市のイベントにおいて、募集チラシを配布するなど、人材確保の広報にも努めております。

また、地域移行による指導者の謝金等、新たに発生する費用の負担が課題となります。

以上、答弁いたします。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）部活動地域移行の中で少しお伺いしますが、その部活動、今まではスポーツであれば学校とかでやったのかなと思うんですけども、その地域移行になりますと、その活動場所ですね、それはどこの場所で活動するようになるのか、またその活動場所によっては送迎の問題が出てくるのかなと思っておりますけれども、その送迎につきましてはどのようにお考えいただいておりますのか、御答弁いただけますでしょうか。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）地域移行に伴う場所につきましては、今現在、想定しておりますのは、今現状の学校の運動場でありますとか、体育館を想定しているところでございます。送迎につきましては、今現在も拠点クラブにおきましては保護者の送迎と、また自転車、徒歩というのが基本になっておりますので、地域移行に変わりましたが、保護者の送迎については保護者の送迎または徒歩、自転車等で行っていただくということを考えておるところでございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）そうでしたら、大きくは変わらないというところで御答弁いただきました。

それと今、先ほどもちょっと触れておりました、今後、地域移行になりましたらいろんな費用が発生してくるのかなって想像しますが、その費用負担でありますけれども、それにつきましては指導者の謝金であるのか、それともいろいろちよつと分らないですけども、いろんな経費等も含めまして発生することが想像されるんですけれども、現在までと今後はどのようなになるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

令和八年度におきましては、市の負担として地域指導者に対する指導料と交通費相当額などを、新年度予算に計上しておるところでございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）次年度、新年度予算のほうに組み込んであるということ、特に地域移行にしましては保護者さんのほうに対しての負担は特にないということで認識をさせていただきます。

令和八年度、そういったことで予算のほうは後ほど審議をされるわけでございますけれども、令和九年度以降の費用負担につきましても、またこの八年度中ですね、いろんな検討を重ねていただいて、しっかりと関係者と協議をしていただけたらなと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、今後の取組につきましてどのようにお考えいただいているのか、お伺ひしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

今後、国・県の動向を踏まえ、休日における部活動の円滑な地域移行を進めてまいります。

以上、答弁いたします。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）いよいよこの四月から運用開始となります。今後、部活動を行っていく中学生の生徒の皆さんが混乱することなく、スムーズに地域移行できるようにお願いを申し上げます、続いての御質問に移らせていただきます。

次に三番、要介護認定の迅速化につきまして質問をさせていただきます。

現在、我が国の高齢化はかつてないスピードで進行しており、五條市におきましても高齢化率は年々上昇し、要介護認定の申請件数も増加傾向にあると認識しております。

介護保険制度は、平成十二年に創設されて以来、高齢者とその家族を支える重要な社会の基盤として機能をしてきました。

介護保険法では、申請から三十日以内に認定結果を通知しなければならぬとされており、しかしながら、申請してから認定まで時間がかかるという市民の声を度々聞かせていただきました。担当の部署の皆様、限られた人員の中で努力をされているとは十分承知しておりますけれども、その上でさらなる迅速化に向けた改善策を前向きに検討すべきと考えまして、このたびの質問をさせていただくこととしました。それでは、まず最初に介護サービスの利用についてでございます。

そこで、まず介護サービスを利用するには、どのようなプロセスを経て認定に至るのかお尋ねします。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答え申し上げます。

介護保険によるサービスを利用するためには、介護や支援が必要な状態であると認定を受けることが必要でございます。サービスの利用を希望する人は、市の介護福祉課で要介護、要支援の認定の申請をしていただきます。

次に、認定調査員が御自宅等を訪問し、本人と家族などから心身の状況等を聞き取るなど調査を行います。また同時に、本人の主治医に身体上、精神上の障害である疾病について記載した主治医意見書の提出を求めます。

次に、認定調査票と主治医意見書を基にコンピュータによる一次判定が行われ、その一次判定結果と主治医意見書などを基に、介護認定審査会で審査・判定が行われます。その判定結果に従い、市で認定を行い、本人に認定結果を通知いたします。要介護、要支援だけでなく、非該当の場合もその旨、通知いたします。

なお、調査等や審査判定に当たっては、公平性と客観性の観点から全国一律の基準が用いられています。

以上、答弁いたします。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。

まず、申請ですね、市の窓口に申請をされますと。そして調査を行う、これ訪問調査という形で行っていく。次に、主治医の意見書を作成しまして一次判定、これはコンピュータ判定ですかね、それをされていくと。それで認定審査会を経まして、市が認定をします。その後、本人に通知をされる。このプロセスが三十日以内に行わなければならないというふうに国のほうではうたっている。そういった状況の中で、それ以内にちよつと認定ができていない状況があるということなんですけれども。

現状につきまして、介護保険につきましては介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らせていけることを目指して、できる限り自立した生活を送れるように支援をするものでございます。

そこで、またお伺いします。五條市における要介護認定の申請件数の推移、これは直近三年で結構でございます、平均認定日数、また法定期間内、これ三十日以内なんですけれども、その処理率について、現状につきましてお願いできますでしょうか。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答え申し上げます。

まず、申請件数の推移につきまして御報告させていただきます。

令和五年度は一千七百六十二件、令和六年度は一千九百四十一件、令和七年度は約一千七百六十件を見込んでおります。

続きまして、申請から認定までの平均所要日数についてお答えいたします。

令和五年度につきましては四十・三日、令和六年度は五十五・三日、令和七年度は十二月申請分までで五十四・五日でございます。

続きまして、法定認定日数以内で認定できている割合について回答します。

令和五年度は十二・五％、令和六年度は二・五％、令和七年度は十二月申請分までで〇・一％でございます。

以上、答弁いたします。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）現状につきまして、御説明いただいたんですけれども、その中でまずは懸念されてます法定認定日数ですかね、三十日以内で認定できている割合が今年度、非常に少ないっていう状況が聞いてとれるのかなと思っております。これにつきましては、我が五條市だけじゃなくて全国的っていうか、奈良県内の他市の状況も調べる中で、なかなかできていないという状況も見受けとれます。ただ、そういったことも言ってもらえませんが御質問させていただいておるんですけれども。

まずは一つ、法定認定日数で処理できない要因っていうのが何なのか。いろんな部分が見てとれるのかなとは思いますが、その中でどの部分に課題があると認識しておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答え申し上げます。

令和六年度後半から令和七年度前半にかけて、申請から結果通知までにこれまで以上の日数を要しました。要因としては、令和五年度末まではコロナ禍で感染拡大防止を図る観点から、認定調査が困難な場合は認定調査を省略して、要介護認定の期間を一年延長できる臨時的措置が執られていましたが、その取扱いが終了となり、令和六年度後半から集中的に認定調査件数が増大し、認定調査並びに認定調査票の作成に時間を要したことが挙げられます。

徐々に申請件数も通常並みに落ち着いてきており、改善してきておりますが、認定調査の訪問日の調整や調査票の内容確認。主治医意見書の取得に時間がかかることなどから、三十日以内での結果通知に至っておりません。

以上、答弁いたします。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。

課題につきまして、御答弁いただいたわけなんですけれども、その課題がいろいろあるということ、認定調査の訪問日の調整であったりとか、調査票の内容確認、また主治医意見書の取得に時間がかかっておるっていう部分の御答弁をいただきました。

いろいろ考える中で、審査会の開催頻度であったりとかも要因でもあるのかなっていう部分も思うんですけども、現状につきましてお伺いした中で、今後どうしていくのかっていう部分を前向きに捉えてですね、この制度をいかにうまく回していくか、その困っている方にすぐに認定の判定が下りるような形で進めていくのがいいのかということ、ちよつと私なりにも少し勉強をさせていただいた中で、ちよつと四つの提案をさせていただいたらなと思っておりますんで、まず一点目から、各提案につきましてお考えを御答弁いただけたらありがたいかなと思っております。

まず、一点目でありませけれども、デジタル化の推進ということで、今現在よく言われておりますデジタル化に向けて、いろいろ処理のスピード化であったりとかになる中で、具体的には主治医の意見書の電子化の推進が考えられるのかなって思っております。紙ベースでのやり取りが中心となっている場合につきましてはですね、例えば郵送期間であったり、また事務処理に時間を要するかと思っております。近年、オンライン提出や電子共有を導入している自治体も増えていることと聞いておりますが、本市でも医師会との連携を強化してですね、電子化を推進できないのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答え申し上げます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、介護保険法が改正され、自治体、利用者、介護事業所、医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる介護情報基盤の整備が進められております。その中に、主治医意見書の電子化も含まれております。現在は依頼、提出等が郵便で紙媒体で行われておりますが、今後、電子化することで作成、提出、共有のスピードアップと効率化を図ってまいります。

以上、答弁いたします。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。

では、次に二つ目の御提案をさせていただきたいと思えます。

調査員体制の強化と柔軟化ということの御提案でございます。

これにつきましては、認定調査員体制の強化ということでですね、調査員の増員であったり、または非常勤調査員の活用、また繁忙期の応援体制、他部局との連携支援、こういったものが柔軟な運用が必要ではないかと考えております。特に地域包括支援センターとの連携をより強化することで、初期対応の迅速化が図られる可能性があるかと思えます。現状の調査員体制と今後の拡充方針につきまして、お伺いしたいと思えます。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答えいたします。

人員体制につきましては、現在は職員四人で調査を行っていますが、必要に応じ課内の認定調査の経験がある者に応援要請するなど対応しております。また、遠方の調査や市内の区分変更申請、更新申請については、居宅介護支援事業所等へ委託しております。

今後も県が実施する認定調査員研修の推進や、経験の蓄積に努めるとともに、業務効率化と迅速化のため、従来の紙ベースの調査からタブレット端末での入力やウェブでの提出への移行について調査・研究してまいります。

以上、答弁いたします。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。

続きまして、審査会の効率化ということの御提案をさせていただきたいと思えます。

介護認定の審査会の開催の制度の見直しということなんですけれども、まずは開催回数が増加できないのか、回数を増やせないのか、またオンライン審査会、今はそこまで会議場、審査会場まで行かなくても、よくあるオンラインでの審査会ができないのか、また資料の事前データ共有という、この三つの観点なんですけれども、これらの導入によりまして審査待ち時間の短縮が可能ではないかと考えられます。デジタル技術を活用した効率化につきまして、市のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）介護認定の審査会は、南和協議会で一市三町八村の審査が行われております。年間約百六十回の審査会が行

われており、一回の審査会での審査件数は約三十件となっております。件数が整わないときは審査会を中止する場合がありますが、柔軟に対応してもらえよう、南和協議会とも協議、連携を図ってまいります。

以上、答弁いたします。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。

最後の提案でございます。暫定サービスの周知徹底ということを御提案させていただきたいと思うんですが、制度上、認定前でも暫定ケアプランにより介護サービス利用は可能と聞いております。しかし、制度が十分に周知されていない場合、家族の不安は大きくなってきているのかなと思っております。市民への分かりやすい周知であったり、申請時での丁寧な説明、またケアマネージャーとの連携強化をさらに進めるべきと考えますがいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）窓口での介護認定申請時に、認定結果通知を行うまでにサービス利用が必要であると判断した場合、暫定サービスの制度について説明を行っております。スムーズに暫定サービス利用ができるよう、現在も地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携を図っております。

以上、答弁いたします。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）四つの提案をさせていただきまして、できることとできないこともあるかなと思いますが、少しでも早く認定が下りるようにと、思っております。

最後にありますけれども、次に課題解決に向けての取組につきまして、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答え申し上げます。

現在は、調査員の応援増員や意見書が遅延している場合の医療機関への催促の徹底、認定審査会からの判定結果データ受理後の早期の送付の徹底を行っております。また、認定更新該当者の方に対し、できるだけ早く申請していただけるように認定更新勸奨の発送を以前よりも早めて発送するなどの改善策を講じております。

それから、先ほども述べましたが、国では介護保険法の改正により、自治体、利用者、介護事業所、医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤であります。介護情報基盤の整備を進めております。令和八年四月以降、令和十年四月までに全市町村において、介護情報基盤の活用を開始することを目指すもので、五條市におきましても国の方針に従い、令和八年度に介護情報基盤に対応するためのシステム改修等を行う予定で、令和九年度の運用開始を目指しております。これにより、これまで紙媒体や郵便で行われていた業務が電子化され、業務の効率化や迅速化につながるとされております。

国の方針に沿いつつ、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていただくために、業務の効率化、迅速化に努めるとともに、市民に寄り添った丁寧な対応に努めてまいります。

以上、答弁いたします。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。

要介護認定につきましては、高齢者の生活を支えて家族の不安を軽減し、このまちで安心して暮らし続けられるという信頼を形にする制度であります。申請された市民の皆様は、身体的にも精神的にも不安を抱えながら結果を待つておられると思います。認定の迅速化は市民に寄り添う姿勢の問題であり、本市の福祉行政の質を示す指標であると私は考えております。

高齢化が進展する中で、認定件数の増加は避けられません。市民が安心し、家族が支え合い、地域が温かく包み込むまちづくりのために、要介護認定の迅速化を着実に前へ進めていただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（窪 佳秀）以上で、三番、中本賢二議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、二時五十分までトイレ休憩をします。

午後二時三十六分休憩に入る

午後二時五十分再開

○議長（窪 佳秀）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、二番、小笠原由子議員の質問を許します。（「二番」の声あり）二番、小笠原由子議員。

〔二番 小笠原由子質問席へ〕

○二番（小笠原由子）議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。まず一つ目です。特定免許状失効者管理システムの運用について。

近年、教職員による不適切事案が社会問題となる中、再発防止の観点から文部科学省が運用する特定免許状失効者管理システムの活用が義務づけられています。

まず、このシステムについて簡単に御説明ください。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）二番、小笠原議員の御質問にお答え申し上げます。

特定免許状失効者管理システムにつきましては、過去に児童生徒への性犯罪などで処分を受け、教員免許状を失効した教職員に係るデータベースのことでございます。特に採用時の確認のために活用するものでございます。

以上、答弁といたします。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）本市におきまして、教員免許を必要とする職員を採用する際、当該システムによる照会はどのように実施されてきたか、伺います。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

特定免許状失効者管理システムにつきましては、令和五年四月から国において運用が開始されました。運用開始後、認定こども園の保育教育論につきましては、免許資格の失効状況を確認しております。

しかしながら、小中学校で採用する市費負担の教職員につきましては、令和八年一月までは奈良県教育委員会事務局教職員課に依頼して、教員免許状の失効状況を確認していました。令和八年二月以降は、当該システムを使用して、教員免許状の失効状況を確認しているところでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）ただいまの御答弁では、認定こども園においては本システムを活用していたとのことでした。しかしながら、小中学校に関する採用では、同様の運用ではなかったとの説明でもありました。担当課によって運用に差があったとのことですが、なぜそのようなことが発生してしまったのでしょうか。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

教員免許状の失効状況につきましては、奈良県教育委員会事務局教職員課に依頼して確認すればよいと認識しておりました。しかしながら、本年一月に県のほうからシステムに登録するよう指導があり、令和四年度末に採用権者が教員免許状の失効状況を確認するべきであるという通知を見過ごしていたことに気づきました。よって、速やかに本市の担当者が教員免許状の失効状況を確認できるよう、システムに登録した次第でございます。

以上、答弁いたします。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）ただいま通知を見過ごしていたという原因であったということが分かりました。今後、同一のシステムを活用するのであれば、担当課をまたいだとしても、統一した運用がなされることが望ましいと考えます。このシステムについては、ここまできかせていただきます。

では、次に未然防止策等について三点お伺いします。

まず一点目ですけれども、教職員への取組についてです。

教職員による不適切事案は、未然防止の取組が極めて重要だと考えております。特定免許状失効者管理システムの活用に加え、本市における教職員への研修など、性被害を防止するための具体的な取組についてお伺いします。

まず、こども園の保育教諭への指導はどのようにされていますか。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

本市では、性犯罪防止を含めた不適切な保育防止ガイドラインを作成し、各こども園に保護者や保育教諭等が相談できる窓口を設置しています。

また、保育現場における子供の人權擁護のためのチェックリストによる確認や、県内研修の実施、県の研修会等への参加により、保育教諭等の意識や資質向上に努めているところであります。

以上、答弁といたします。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）それでは次に、小中学校の教職員への指導はどうされているかお伺いします。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

本市の取組としては、これまでから機会あるごとに綱紀粛正について、教職員の意識を高めています。

また、令和七年七月の県からの通知等も踏まえ、臨時に校長会を招集し、改めて服務規律の徹底を図っております。

さらに、令和七年十一月には教職員を対象に、子供のインターネット、性の問題への対応をテーマに、性被害の未然防止に関する研修を実施しました。教職員による性犯罪は絶対にあつてはならないという認識を改めて共有し、倫理観の徹底を図っているところでございます。

以上、答弁といたします。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）御答弁ありがとうございます。

今の時代に即したタイムリーな内容も盛り込んで対応していただいていることが分かりました。

続きまして、児童生徒への取組についてお伺いします。

近年は、教職員による不適切事案だけではなく、生徒間での性被害や不適切な写真投稿、AIによる画像加工等、新たな課題も生じております。こうした問題は全国的にも深刻化しており、喫緊の課題であると認識しております。

また、これらは一度発生すれば、児童生徒の将来にも大きな影響を及ぼしかねません。

本市では、児童生徒への指導をどのように行っているのかお伺いします。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

児童生徒の性被害を未然に防ぐため、アンケート調査を通じて児童生徒の心のSOSの把握に努めています。

また、専門家に速やかに相談できる一人一台のタブレット端末に、県が奨励している相談用のアプリケーションをインストールしています。さらに、自分を守る力の育成として、今年度は市内全ての小学三年生から中学三年生までを対象として、性に関する専門の先生による講座を実施しております。

加えて、カウンセラーによる相談体制を充実させ、児童生徒に気軽に相談するよう促しているところでございます。

以上、答弁いたします。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）今後、ますますAIをはじめとした技術の発展に伴い、新たな問題も発生することが考えられます。そのためにタイムリーに対応できるよう、情報モラルなどに関する教育についても、これまで以上にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後に三つ目ですが、安心して相談しやすい環境づくりについてお尋ねいたします。

まず、こども園においてどのような取組がなされていますか。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

認定こども園では、園児の日々の様子を観察し、声かけを行うことにより、いち早く子供の変化に気づけるよう、個々の対応を行っております。

また、保護者に対しては登降園時の声かけや、保育支援システムを通じて相談できる体制を執っているところでございます。

以上、答弁いたします。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）ありがとうございました。

次に、小中学校の児童生徒に対してはどのように取り組まれているか、お伺いします。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

学校におきましては、日々の生活の中で子供たちが見せる小さな表情の変化やサインを敏感に察知することに努めています。気づいた情報は速やかに教職員全体で共有し、組織的な対応を協議・検討した上で、全ての教育活動に反映しております。

また、校内だけではなく子どもサポートセンターなどの関係機関とも密に連携し、子供たちが一人で抱え込まず、いつでも安心して相談できる環境づくりに努めているところでございます。

以上、答弁いたします。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）ありがとうございます。

特定免許失効者管理システムの活用は、再発防止の観点から極めて重要な手続であると考えます。その実効性を高めるためには、未然防止の取組と併せ、児童生徒が安心して声を上げられる環境づくりが重要となってきます。

制度の整備とともに、子供たちが安心して園や学校で過ごせる環境づくりを丁寧に進めていただくことを求めまして、本件に関する質問を終わります。

続きまして、二つ目の福祉タクシーのチケットについてでございます。

本制度は、一定の等級に該当する障害者手帳をお持ちの方を対象に、タクシーの基本料金相当額を助成する制度であり、令和七年度より交付枚数が二十四枚から四十八枚へと倍増されました。障害のある方の外出機会の確保に向けた前向きな取組であると評価しております。

しかしながら、増やしてもらったけれどもたくさん残っている、そのようなお声も実際にございます。

また、昨年九月議会におきまして、藤富議員が複数枚の使用について提案されました。それに対し市からは、制度目的は外出機会の確保であるとの答弁がありました。私はその点を踏まえた上で、別の視点からお伺いします。

本市は面積が広く、山間部を多く抱えております。同じ基本料金相当額の助成であっても、中心部と山間部ではタクシー利用に係る総額に大きな差が生じます。中心部では近距離利用がしやすく、枚数増加の効果が現れやすいと考えます。しかし、距離が長い地域では自己負担が大きく、結果として利用を控える可能性もあります。もし、そうでありましたら枚数を倍増したことで、利用している方と利用しにくい方の格差が広がっているのではないかと、そのような可能性を否定できないと思っております。

同じ枚数を配布することが公平なのではなく、同じ外出機会が確保されているかどうかが重要ではないでしょうか。開始から約一年が経過しようとしている今こそ、倍増の効果を検証する時期に来ていると考えております。

そこで、お伺いいたします。地域別の利用状況や使用枚数の実態について把握し、地理的条件による利用格差が生じていないか検証するお考えはあるでしょうか。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答え申し上げます。

現状では、大塔地区や西吉野地区、旧五條市内の市街地や山間部などの地域ごとの利用状況については把握できておりません。今後、地域ごとの利用状況などの実態把握に努めていきたいと思っております。

以上、答弁といたします。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）ありがとうございます。

ただいま、実態把握に努めていただけるとの御答弁をいただきました。まさに、その検証を進めていく中で制度の在り方について、一つ提案を申し上げます。

本市の地理的特性を踏まえますと、構造的に自己負担の差が生じ得ると考えます。その対応の一例として、距離に応じて複数枚使用可能とする運用も考えられるのではないのでしょうか。例えば、十キロごとに一枚というような具合で考えております。その距離については今後、検討していただきたいと思います。例えばこのような考えです。一定距離を超える場合に限り、複数枚利用を認めることで、山間部にお住まいの方が中心部へ出る際の自己負担を軽減でき、利用しやすくなると考えております。現在、進められている市民交流施設への外出が楽しみになるのではないかとというふうにも考えております。

また現在、利用されている方にとっても、近距離だけではなく、より遠方への外出のきっかけになる可能性があるとも考えております。これはあくまでも一例ではありますが、制度目的である外出機会の確保をより公平に実現するため、このような柔軟な運用について今後、検討する可能性はあるでしょうか。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答え申し上げます。

この事業は、議員お述べのとおりタクシー料金の初乗り運賃を助成することにより、障害をお持ちの方の外出の機会を増やすことを目的としております。初乗り運賃はタクシーの種類により異なるため、複数枚活用できるようにするには、チケット一枚当たりの金額を幾らに設定

するかの検討などが必要となります。また、一枚当たりの金額や利用できる距離により、条件設定が必要となり、現行制度の大幅な変更が必要となります。

御提案いただいた柔軟な運用につきましては、この事業の趣旨を踏まえ、さらに慎重に研究を重ねてまいりたいと思います。

以上、答弁いたします。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）ありがとうございます。

実態把握を進め、研究していただけるということですので、ぜひ本市の地理的特性を踏まえた実効性のある制度となることを期待いたします。また、近隣他市の状況を確認することなども大切だとは思いますが、本市の実情に即した制度設計という観点をぜひ注視していただきたいと思います。

枚数を増やしたその意義が、全ての対象者にとって実感できるものとなるよう、今後の丁寧な検証と前向きな検討をお願いしまして、本件に関する質問を終わります。

最後の三つ目です。指定管理者制度について。

本市では、厳しい財政状況などを背景に様々な公共施設について、指定管理者制度の導入が進められております。私は、その改革そのものに反対する立場ではありません。時代に応じた行政運営の見直しは必要であると考えております。

しかし、これまで福祉分野に長年携わってきた者として、幾つか確認をさせていただきます。

指定管理者制度は本来、単なる経費削減を目的とするのではなく、民間の創意工夫や専門性を生かし、市民サービスの向上を図る制度であると理解しております。

そこで、お伺いいたします。本市は指定管理者制度をどのような目的で活用し、どのような成果が上がっているのか、御説明ください。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

令和八年三月現在で、十六施設を指定管理者制度で運営しております。近年では、食肉処理加工施設や観光交流センターにおいて制度を導入し、この二つの施設で年間一千万円の経費の削減につながっております。

また、民間のノウハウやアイデアを導入することにより、より効果的かつ効率的に施設の設置目的を達成することも指定管理者制度の効果

の一つでございます。特に、5万人の森公園では来場者数が約百三十倍に増加するなど、さらなるにぎわいが生まれており、市内外の人々の交流の場という施設の設置目的達成にもつながりました。

そのほか、市民サービスの向上も効果の一つと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）ありがとうございます。

今、御説明いただきましたように5万人の森公園など、大きな成果が出ているということで大変喜ばしい結果が得られていると思います。

これまで主に観光交流施設等で導入されてきた指定管理者制度が今、今議会では福祉分野である養護老人ホーム花咲寮にも導入されようとしています。観光交流施設と福祉施設とでは性格が異なるものと考えます。

利益性よりも公益性が優先され、市が最終的な責任を担う分野において、なぜ指定管理者制度を選択されたのかを御説明ください。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答え申し上げます。

当施設につきましては、平成二十年から建て替え等を含め、今後の方針について検討してまいりました。

平成二十七年の庁外検討委員会での最終報告では、新施設の経営形態について協議した結果、当面、公設公営を継続し、運営状況によって指定管理者制度導入も含めた民間移譲等も検討するとしておりました。

令和二年五月には、釜窪町から現在の二見五丁目へ施設を新築移転いたしました。旧施設はバリアフリー化ができていなかったため、身体的状況により受入れできなかったケースがございましたが、新施設ではバリアフリーと全室個室対応ということで、入所の増加を見込んでおりました。

その後は運営状況を見ながら直営してまいりましたが、入所者数の伸び悩みもあり、民間のノウハウを活用して有効的に利用していただけるよう、以前から経営形態変更の一つとして検討していた指定管理者制度の導入を決め、令和五年度より本格的に進めてまいりました。

以上、答弁といたします。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）ありがとうございます。

それでは、花咲寮に指定管理者制度を導入するメリットをお答えください。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）指定管理者制度の目的は、公の施設の管理運営に民間事業者が持つノウハウや経営手法を活用することで、住民サービスの向上、多様化するニーズへの効果的な対応、そして管理運営に係る経費の削減を同時に図ることです。

当施設を指定管理に出すことで、外部への訪問介護、デイサービスなど、現在実施していないサービスの提供を行い、サービス向上を図るといったメリットがあります。

ほかには経費削減といったメリットがありますが、当施設は養護老人ホームで最後のセーフティネットです。そのため、利益性の観点のみで指定管理者制度を導入することは適切ではなく、本質である公益性を損なうことがあってはならないと考えております。

市は最終的責任主体としての自覚を持ち、丸投げするのではなく、仕様書にも記載しておりますが継続的に関わりながら、監督してまいります。

また、評価を行う体制をしっかりと確立することで公益性を損なうことなく、民間の活力を活用し、さらなるサービスの質の向上、また管理運営の安定性に期待が持てると考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）それでは、逆にデメリットについてお答えください。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）指定管理者制度導入により、市は直接運営から監督・評価の立場へと役割転換することになります。体制を整備し、より広範な高齢者への支援、介護サービスの提供に注力できるようになると考えています。そのため、デメリットは特になく考えております。

以上、答弁いたします。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）ただいまの御答弁で、デメリットは特になくということでした。それであれば、なおさらですが、制度の効果や妥当性を客観的に検証する評価の在り方は、より一層重要になると考えます。

これまでの導入事例では、利用者数や売上げなど、一定の指標により成果を把握することが容易であったと思われれます。しかし、養護老人ホームのような福祉施設においては、サービスの質や生活支援の充実度といった数値化が容易ではない要素が大きな比重を占めております。

そのような分野におきまして、民間の創意工夫や専門性をどのように評価し、何をもって指定管理者制度導入の効果があつたと判断するか。導入前の今の段階で、具体的な評価項目を明確にしているということが大切なポイントになってくるかと思ひます。

その辺について、お伺いいたします。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）毎年の事業計画書と例月業務報告書による書類審査と実地調査を適宜行います。

具体的な内容としては、事業計画の達成度、利用者数と稼働率、収支状況、事故と苦情対応、支援・介護の質、虐待防止体制、感染症対策、個人情報管理体制などが適切に管理運営できているのかといった調査を行います。

また、指定管理者には、施設状況の自己評価と利用者アンケートを必須としており、利用者の満足度や家族からの評価、苦情件数と内容の分析を行い、施設運営の適正化を図るものとしております。

毎月また毎年の業務報告書を受け、評価、指導、監督を行ってまいります。

以上、答弁いたします。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）御答弁ありがとうございます。

今、挙げていただいた項目の中には、数値化できるものがたくさん含まれておりましたので、今後、導入をしていくのであれば、そのようなところでもしっかりと見ていただきたいと思います。

これまでの質問を通じて、福祉施設における指定管理者制度の導入経緯や、評価の在り方についてお伺いしました。最後に、市長にお伺いいたします。福祉分野での指定管理者制度の導入をどのように判断されたのかお聞かせください。

○議長（窪 佳秀）平岡市長。

○市長（平岡清司）養護老人ホームは高齢者のセーフティネットである措置施設でございます。高齢化率の高い本市におきまして、市立養護老人ホーム花咲寮の存在意義は非常に大きなものでございます。

これまで市が経営してまいりましたが、指定管理に出したとしても市が関わり、必要な方に必要な措置をしていくことには変わりはない

ません。民間のノウハウを活用するサービス向上と経費削減を目的として、民間ならではの柔軟なアイデアで利用者を増やし、効率的な運営でコストを抑え、多様化する住民ニーズへの迅速な対応を期待し、指定管理者制度の導入を判断いたしました。

今後も住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けていただくことができるよう、高齢者福祉のより一層の向上を図ってまいりたいと考えております。

令和二年にできまして、それまでに私自身も建設のときから、私は当時そちら側でしたけども、運営におきましては、まず運営でお話をさせていただきますと、入居者の方がおれば、べたべたの状態でもやっていけるだろうというふうなことでございました。

しかし今、私が就任以前からなんですけども、ずっと赤字経営でございます。福祉施設であるから赤字でいいとは私は全く思っていないです。これは、やはり市民の税金を預かった市が運営していく中で、しっかりと、経済的なものも踏まえて運営していくというのが市の務めである。私は考えてますので、そういった施設の中で市がやっていたノウハウが、今まで努力した結果、うまくいっていないことをまず判断しました。

そんな中で、民間のノウハウをいただきながら、少しでも入居者の方が入って、なぜ私自身も入っていただけなのか、条件も満たさないのか、そんなことも踏まえまして、民間活力を生かした花咲寮を一回、目指したいなっていうのが、この指定管理に踏み切った理由でございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）市長、御答弁いただきましたありがとうございます。

市長の思いですね、決断に至った経緯をしっかりと聞かせていただきました。これまでと変わらない関わりをしていただき、民間のアイデアなど今後、見ていただけることになるかと思えます。

最後になりますけれども、とりわけ花咲寮のような措置施設は、生活に支援が必要な低所得者の高齢者を対象としております。先ほども馬場部長がおっしゃったように、セーフティネットとしての役割が大変大きく、他の高齢者施設とはまた比べ物にならないものがあると思っております。

今後も、指定管理者制度を導入する際の妥当性や評価の在り方につきまして、丁寧に検証していただくことが重要だと考えます。制度の導入のよしあしを判断するのではなく、本市の福祉の質をより高めるための視点として申し上げます。私の質問を終わります。

御答弁いただきましてありがとうございます。

○議長（窪 佳秀） 以上で、二番、小笠原由子議員の質問を終わります。
お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日、午前十時に再開し、一般質問及び議案審議を行います。

本日はこれにて延会いたします。

午後三時二十六分延会